

鏡野町第3次障害者基本計画及び 第7期鏡野町障害福祉計画 第3期鏡野町障害児福祉計画



令和6年3月
鏡野町

目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・期間	3
2-1 法的な位置づけ.....	3
2-2 計画の期間	3
3 障害者福祉制度の動向	4
3-1 国の障害者基本計画の内容.....	4
3-2 国の定める基本指針の見直し.....	5
3-3 障害者福祉制度のこれまでの変遷(国の動向).....	6
4 計画の策定過程	8
4-1 鏡野町障害者福祉計画策定委員会.....	8
4-2 住民意見の反映	8
4-3 団体・事業者意見の反映	8
4-4 パブリックコメントの実施	8
第2章 鏡野町の障害福祉等を取り巻く状況.....	9
1 人口等の状況	9
1-1 本町の人口.....	9
1-2 障害者の状況.....	10
2 アンケート結果からわかる現状	19
2-1 障害への理解について.....	19
2-2 地域生活について.....	22
2-3 保健・医療について.....	26
2-4 障害を持つ子どもについて.....	27
2-5 発達障害について.....	28
2-6 就労支援について.....	29
2-7 社会参加・外出について.....	31
2-8 災害対策について.....	34
2-9 相談体制・情報提供について.....	35
2-10 障害福祉施策全般について.....	37
2-11 調査結果のまとめ.....	38
3 団体ヒアリングからわかる現状	40

3-1 人材の確保について.....	40
3-2 障害児への支援について.....	40
3-3 障害者の就労について	40
3-4 関係団体の連携の強化	40
第2編 障害者基本計画	41
第1章 計画の基本的な考え方.....	42
基本理念1 町民が障害者と自然体で接するまちづくり	42
基本理念2 障害者の主体性、自主性を尊重するまちづくり.....	42
基本理念3 障害者にやさしいまちづくり	42
基本理念4 障害者と地域、職場、行政が協働するまちづくり	42
第2章 障害者基本計画の施策体系.....	43
第3章 施策の展開.....	44
1 啓発・広報と障害者差別の解消.....	44
(1) 障害者への理解促進と差別の解消.....	45
(2) 福祉教育の充実.....	45
(3) ふれあい・交流活動の促進.....	46
(4) 自主的活動の推進.....	46
(5) 権利擁護と障害者虐待への対策.....	46
(6) 行政サービスにおける配慮.....	46
2 生活支援と保健・医療の充実.....	47
(1) 在宅福祉サービスの充実.....	48
(2) 経済支援の充実.....	49
(3) 居住系サービスの充実.....	50
(4) 保健・医療サービスの充実.....	50
(5) 家族支援の充実.....	51
3 相談支援と適切な情報提供の推進.....	52
(1) 相談体制の整備.....	53
(2) 情報アクセシビリティ（情報の受け取りやすさ）の向上と情報提供の充実 ...	54
4 就労・社会参加と文化・スポーツ活動の促進.....	55
(1) 就労の場の整備.....	56
(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進.....	57
5 一人ひとりに適した教育・療育体制の整備.....	58
(1) 教育・療育体制の整備.....	59
6 安心・安全な福祉のまちづくりの推進.....	60
(1) バリアフリーとユニバーサルデザインの普及.....	61

(2) 外出支援のための環境整備.....	61
(3) 防犯・防災体制及び交通安全設備の整備.....	62
第3編 障害福祉計画 障害児福祉計画.....	63
第1章 計画の基本的事項.....	64
1 国の基本指針.....	64
2 その他障害者支援に関する取り組み.....	65
2-1 権利擁護支援.....	65
2-2 発達障害に関する支援.....	65
2-3 関係団体への支援.....	65
2-4 ひきこもりへの支援.....	65
第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績.....	66
第3章 成果目標と活動指標.....	70
1 サービスの構成.....	70
2 成果目標の設定.....	71
2-1 施設入所者の地域生活への移行等.....	71
2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	72
2-3 地域生活支援の充実.....	72
2-4 福祉施設から一般就労への移行等.....	73
2-5 相談支援体制の充実・強化等.....	75
2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	75
2-7 障害児支援の提供体制の整備等.....	76
3 活動指標等の設定.....	77
3-1 訪問系サービス.....	77
3-2 日中活動系サービス.....	78
3-3 居住系サービス.....	79
3-4 相談支援.....	80
3-5 障害児への支援.....	81
4 地域生活支援事業.....	83
4-1 相談支援事業.....	83
4-2 成年後見制度利用支援事業.....	84
4-3 意思疎通支援事業.....	84
4-4 日常生活用具給付等事業.....	85
4-5 移動支援事業.....	86
4-6 地域活動支援センター機能強化事業.....	86
4-7 日常生活支援・日中一時支援.....	87

4-8 障害支援区分認定等事務	87
5 その他の活動指標.....	88
5-1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	88
5-2 地域生活支援の充実.....	88
5-3 相談支援体制の充実・強化.....	88
5-4 障害福祉サービス等の質の向上.....	89
5-5 発達障害への支援.....	89
第4章 計画の推進体制	90
1 計画の推進に向けて	90
2 計画の点検・評価.....	90
資料編	91
1 用語集	91

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「鏡野町障害者基本計画」は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本町の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、「鏡野町障害福祉計画及び鏡野町障害児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実現を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)に即し策定するものです。

このたび、平成28年に策定した「鏡野町第2次障害者基本計画」及び令和3年に策定した「第6期鏡野町障害福祉計画・第2期鏡野町障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度で満了することに伴い、「鏡野町第3次障害者基本計画」及び「第7期鏡野町障害福祉計画・第3期鏡野町障害児福祉計画」を策定しました。

策定にあたって、障害者福祉に係る国・県の施策動向や社会状況の変遷を踏まえながら、障害者を取り巻く課題を整理するとともに、これまでに本町が実施してきた取り組みや実績を評価・検証を行いました。今後も障害者をはじめ、本町で暮らすすべての人が地域で安心して暮らしていける社会の実現に向け、障害福祉施策の一層の推進を図ります。



3 障害者福祉制度の動向

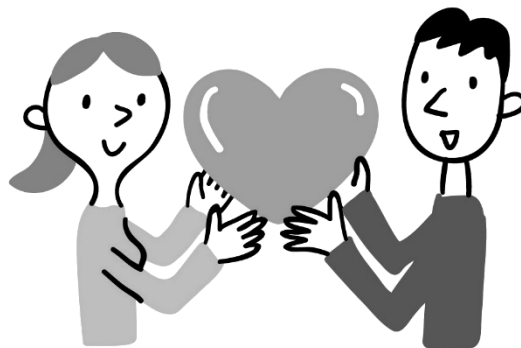
3-1 国の障害者基本計画の内容

令和5年に障害者基本計画(第5次)が策定されました。障害者を、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが計画の基本理念として明記されています。

■障害者基本計画(第5次)において目指すべき社会

<基本計画を通じて実現を目指すべき社会>

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会



3-2 国の定める基本指針の見直し

■障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)に係る国の基本指針の見直しについて

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

3-3 障害者福祉制度のこれまでの変遷(国の動向)

年	国の動向
2007年 (平成19年)	●障害者権利条約署名
2009年 (平成21年)	●[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
2010年 (平成22年)	●[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
2011年 (平成23年)	●[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
2012年 (平成24年)	●[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ●[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ●障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務 ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務
2013年 (平成25年)	●障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し(難病などを追加) ●障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務 ●障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
2014年 (平成26年)	●障害者権利条約批准

年	国の動向
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮不提供の禁止 ●[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ●[改正]発達障害者支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援 ●成年後見制度の利用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等を提示
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画(第4次)の策定 ●障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ ●[改正]障害者総合支援法・児童福祉法 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化への細かな対応 ・サービスの質の確保や向上に向けた環境整備 ●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の促進 ・地域での芸術作品の発表や交流等の促進
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ●[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任 ・任免状況の公表 ・免職する場合は公共職業安定所長への届出の義務 ・障害者法定雇用率の算定対象に関する書類の保存義務 ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や学校などで、視覚障害者等の読書環境の整備を推進
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画の作成と公表 ・短時間の就労者に対応した特例給付金の創設 ・優良中小事業主としての認定制度の創設
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> ●[改正]障害者差別解消法 成立 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に) ●医療的ケア児支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記 ●障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ

年	国の動向
2022年 (令和4年)	<ul style="list-style-type: none"> ●[改正]障害者総合支援法 成立 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズへの対応(「就労選択支援」の創設) ・障害者等の希望する生活の実現 ●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする)
2023年 (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画(第5次)の策定 ●[改正]障害者雇用促進法 順次施行 ・事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化 ・週20時間未満で働く精神障害者等について、法定雇用率の算定対象に加える ・障害者雇用の質の向上

4 計画の策定過程

4-1 鏡野町障害者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・福祉・医療・教育等の関係機関の代表者及びサービス提供事業者等で構成される「鏡野町障害者福祉計画策定委員会」を中心に計画を審議し、その意見を踏まえたうえで策定を行いました。

4-2 住民意見の反映

本計画の策定にあたって、町内在住の身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳を持つ方を対象にした障害者対象調査を実施することにより、障害者の生活や教育、雇用、保健等に関わる意識やご意見等をお伺いし、計画策定の基礎資料としました。

4-3 団体・事業者意見の反映

より現状の課題に対応した計画とするために、鏡野町民が利用している町内外の障害福祉サービス提供事業者や団体の皆様から、障害者福祉を取り巻く現状や課題、本町の障害者福祉施策に対するご意見、ご要望をお聞きしました。

4-4 パブリックコメントの実施

計画案を役場等の窓口や町ホームページを通じて公表し、本計画に対する意見を募りました。

第2章 鏡野町の障害福祉等を取り巻く状況

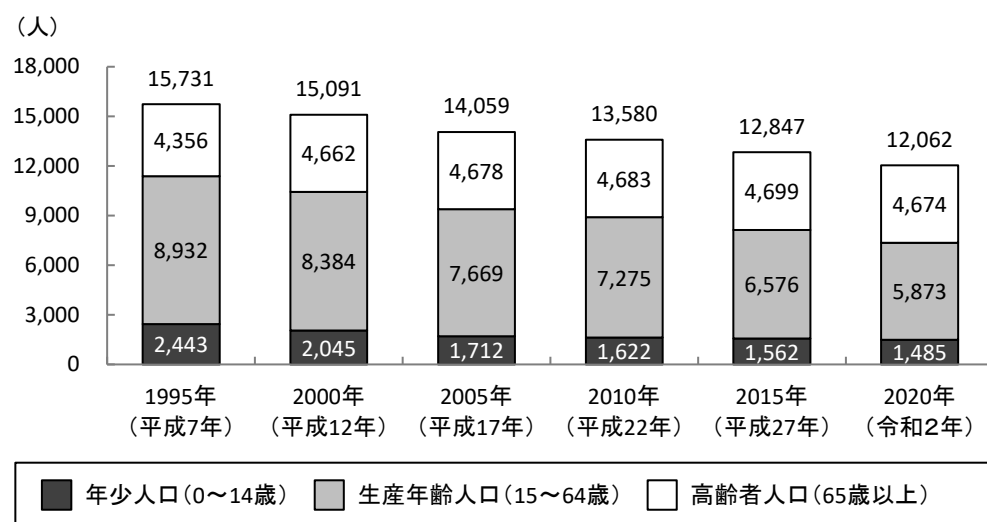
1 人口等の状況

1-1 本町の人口

国勢調査から本町の総人口をみると、人口は減少傾向で推移しており、令和2年には12,062人となっています。年齢3区分別にみると、高齢者人口は平成27年まで増加傾向で推移していますが、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しています。

構成比をみると、年少人口は概ね横ばい、生産年齢人口は減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口の比率が増加しており、高齢化が進んでいます。

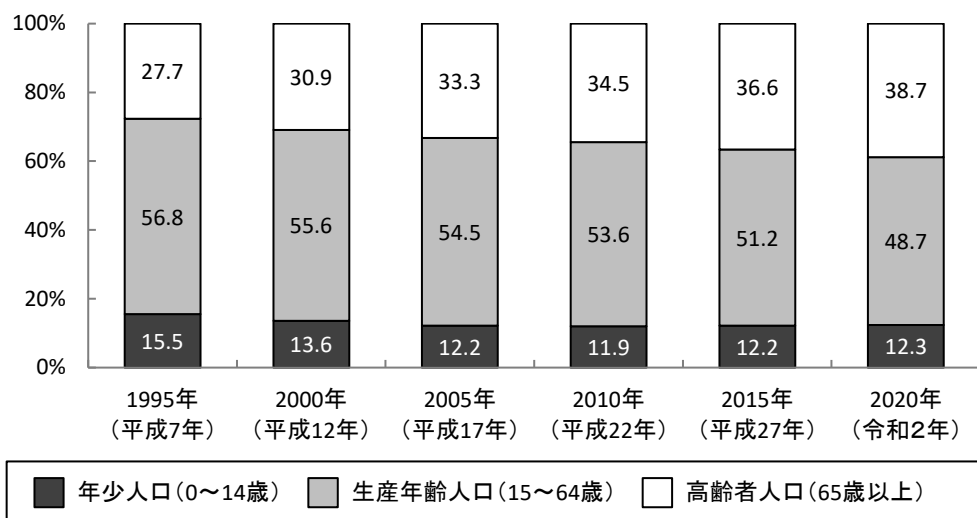
■人口の推移



資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、「年少人口」「生産年齢人口」「高齢者人口」の合計と総人口の数値が合致しない場合があります。

■人口構成比の推移



資料：国勢調査

※端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。

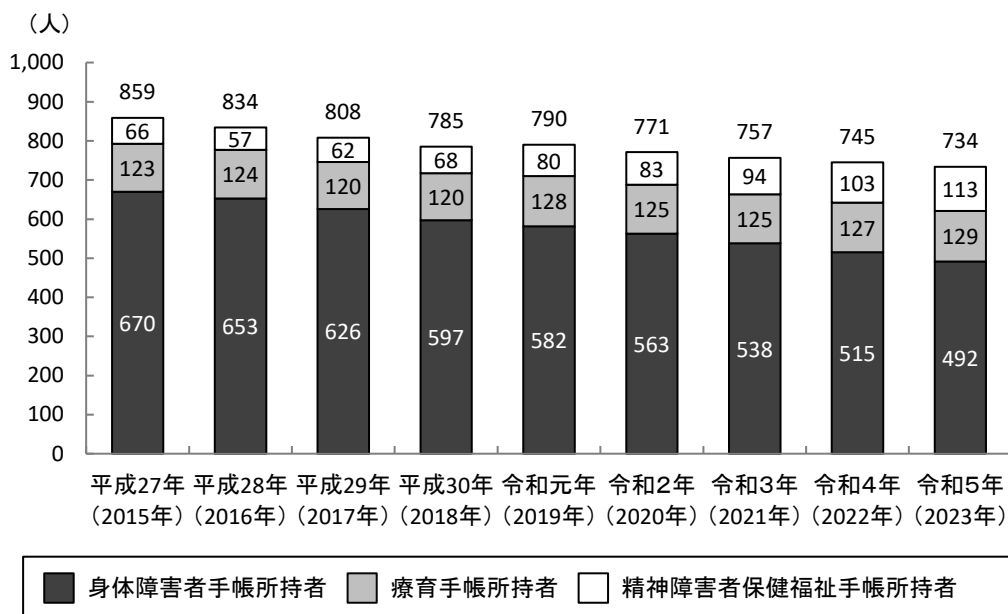
1-2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

各障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年では492人となっています。一方、療育手帳所持者数は概ね横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年で療育手帳所持者数は129人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は113人となっています。

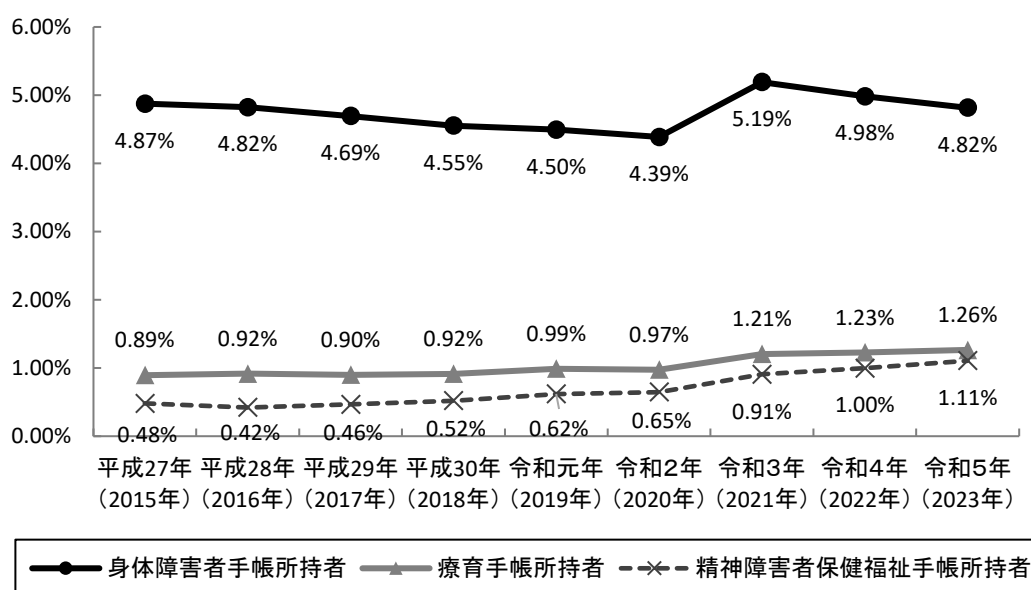
また、身体障害者手帳が3障害の中で所持比率が最も高くなっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移(障害別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■ 障害者手帳所持者数の対総人口比の推移(障害別)

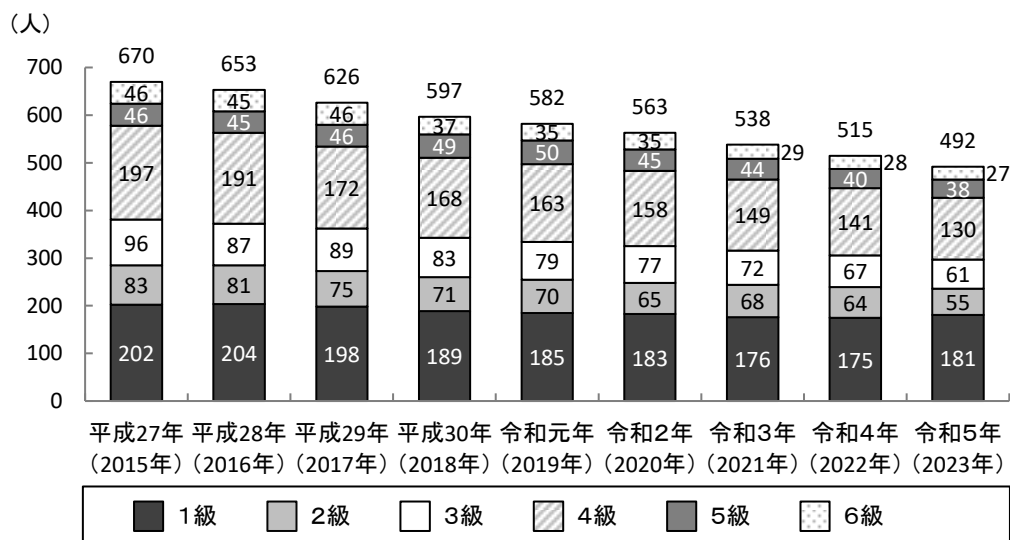


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者の状況

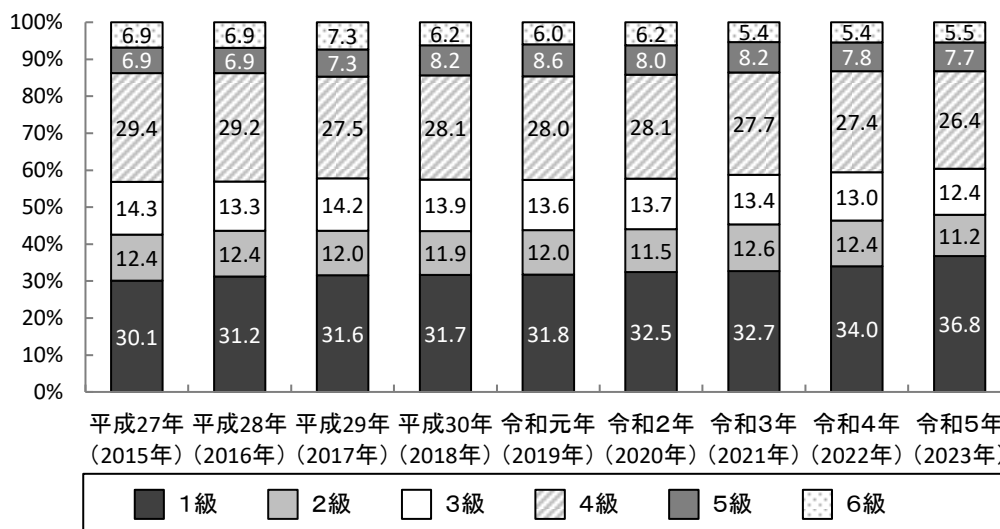
身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和5年では 492 人となっています。等級別にみると、1級が 181 人、4級が 130 人で全体に占める割合が高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(等級別)



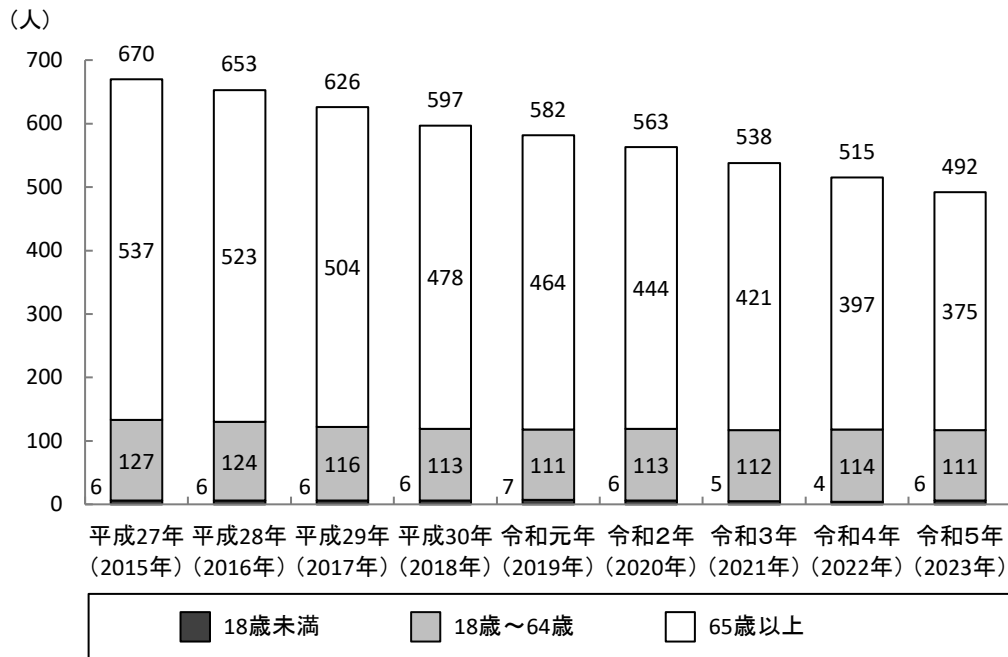
資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

※端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。



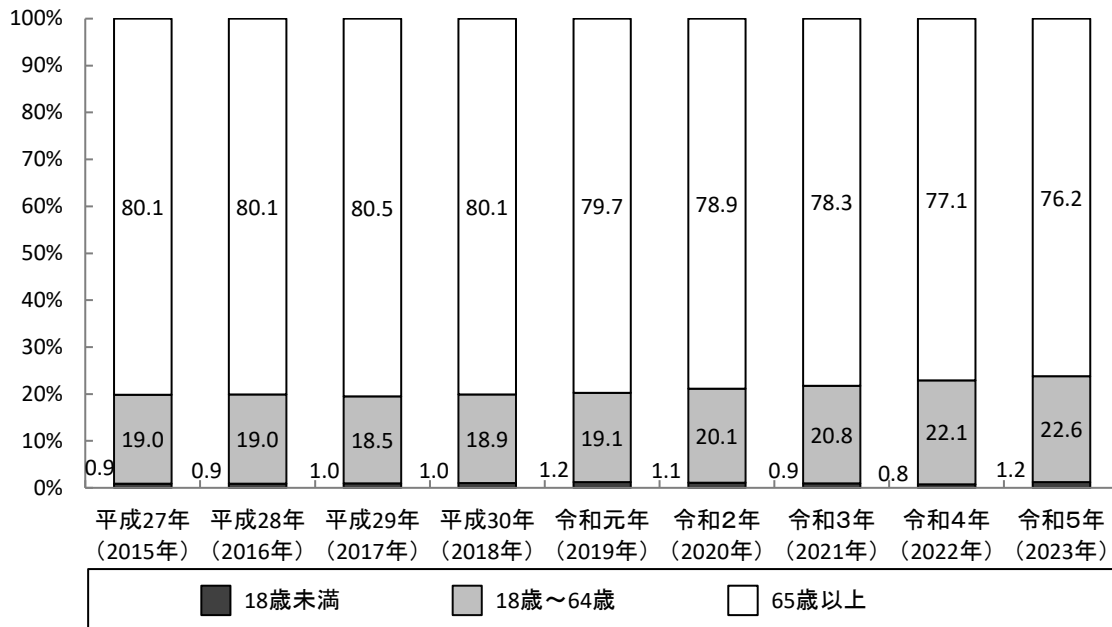
年齢別にみると、65歳以上の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、構成比では全体の8割近くを占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(年齢別)

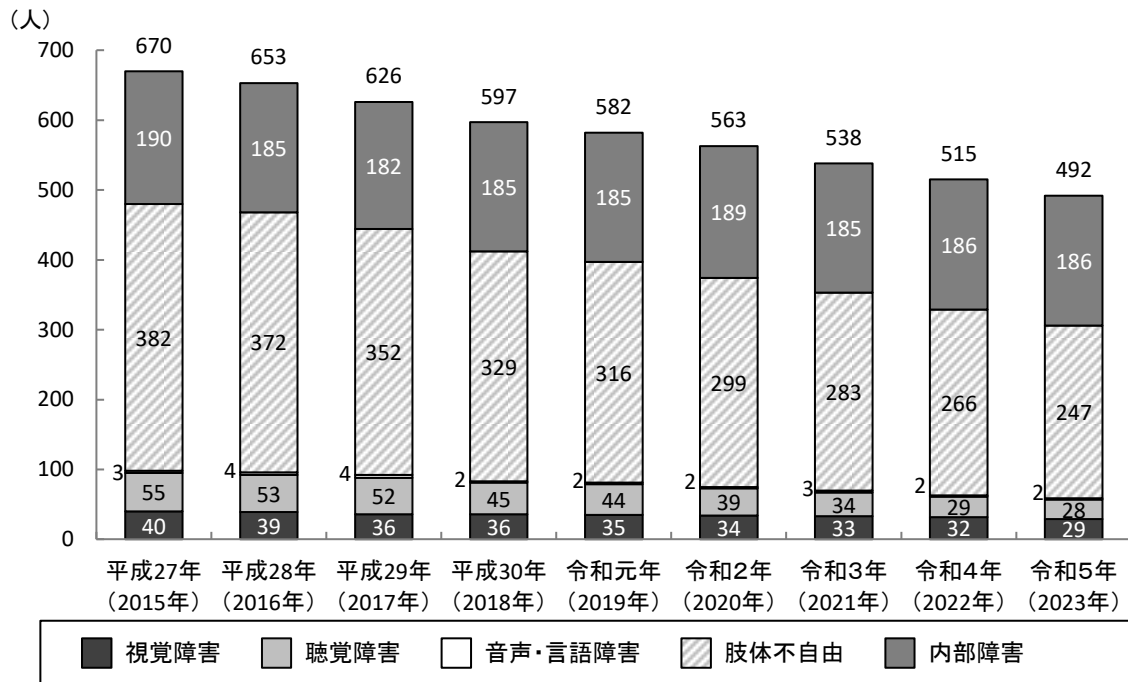


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

※端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。

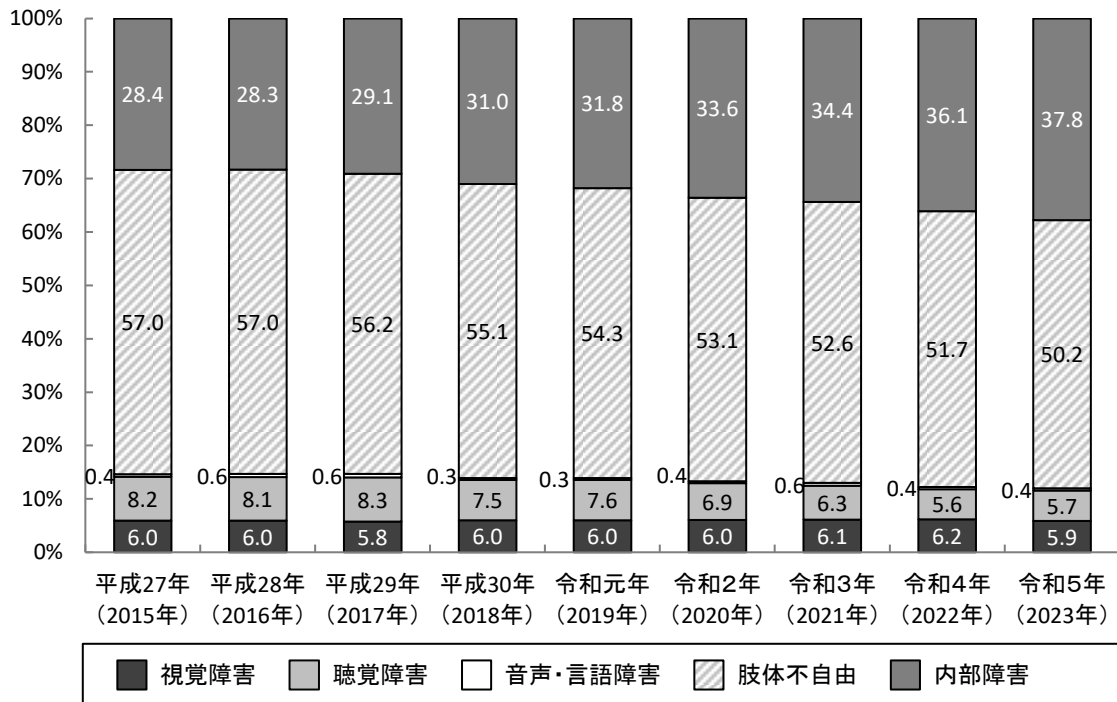
障害種類別にみると、令和5年では肢体不自由が最も多く、5割を占めています。内部障害の数は概ね横ばいとなっていますが、手帳所持者数が減少していることにより相対的に割合が増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(障害種類別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

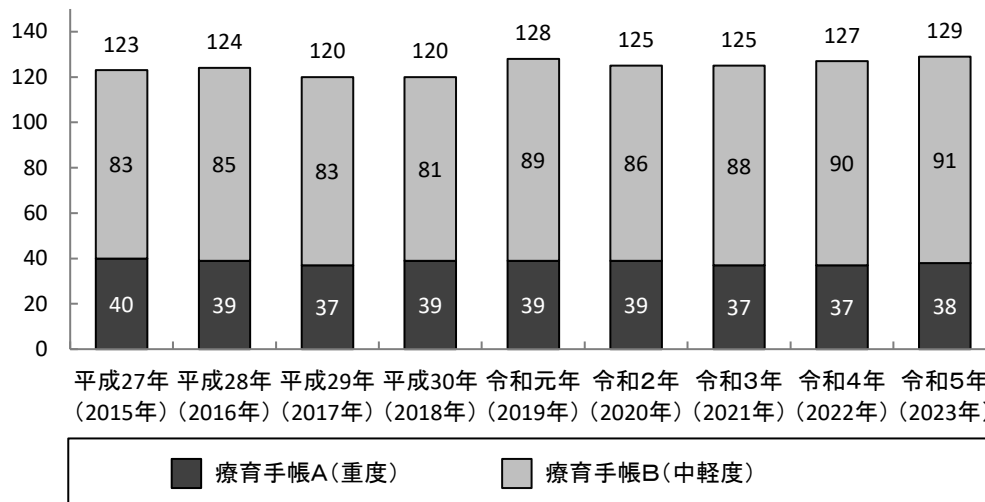
※端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は増減を繰り返して推移しており、令和5年では 129 人となっています。等級別の構成比をみると、B(中軽度)が7割程度となっています。

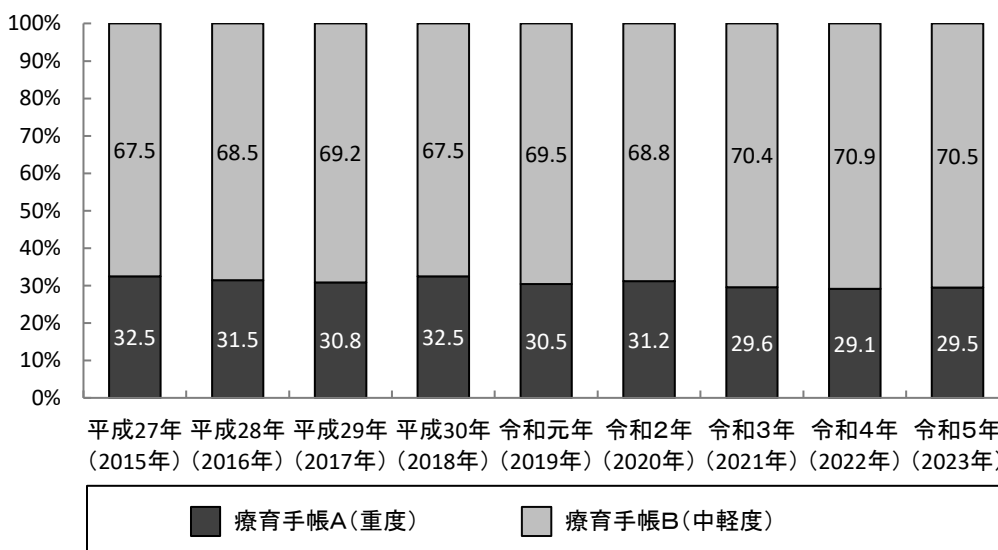
■療育手帳所持者の推移(等級別)

(人)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者の構成比の推移(等級別)

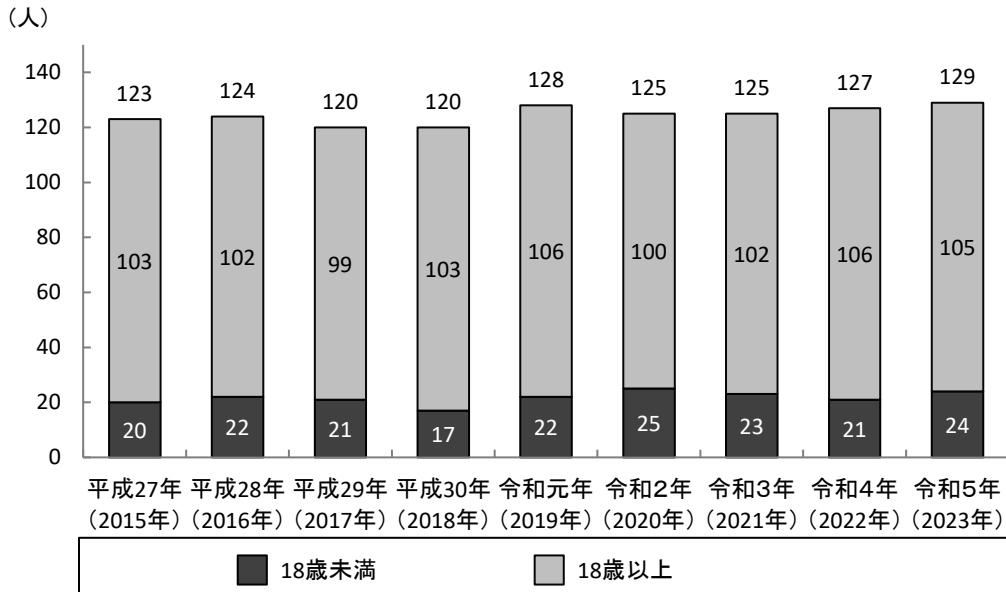


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）



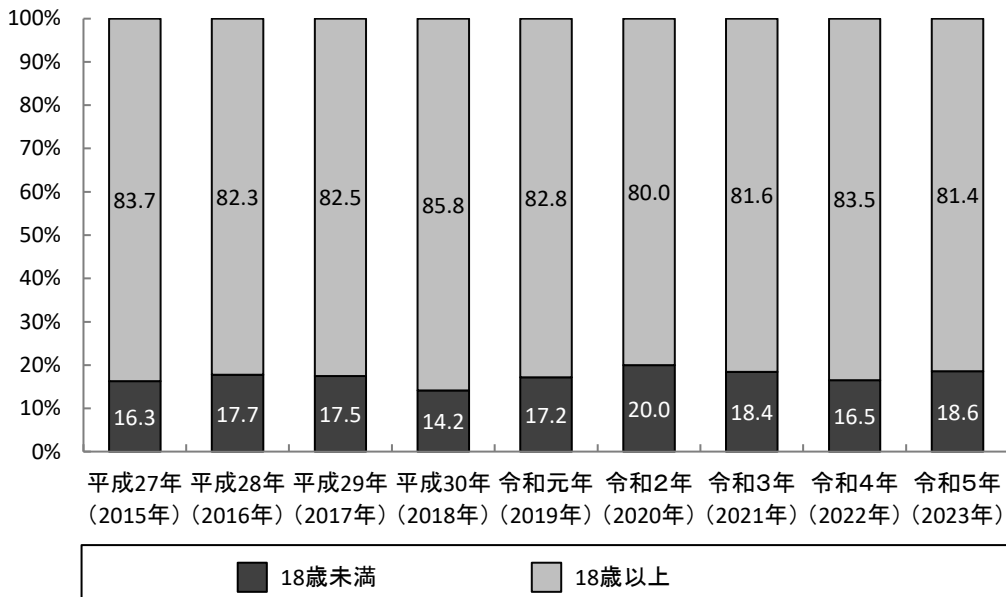
年齢別にみると、18歳未満の療育手帳所持者は概ね横ばいで推移しており、令和5年では約2割が18歳未満となっています。

■療育手帳所持者の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者の構成比の推移(年齢別)

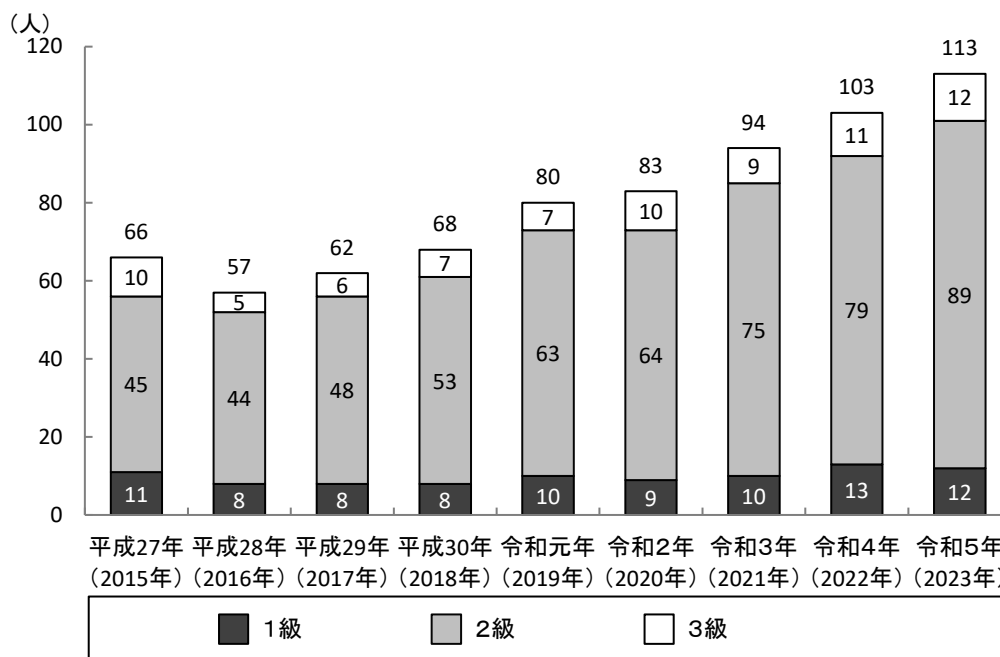


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

(4)精神障害者の状況

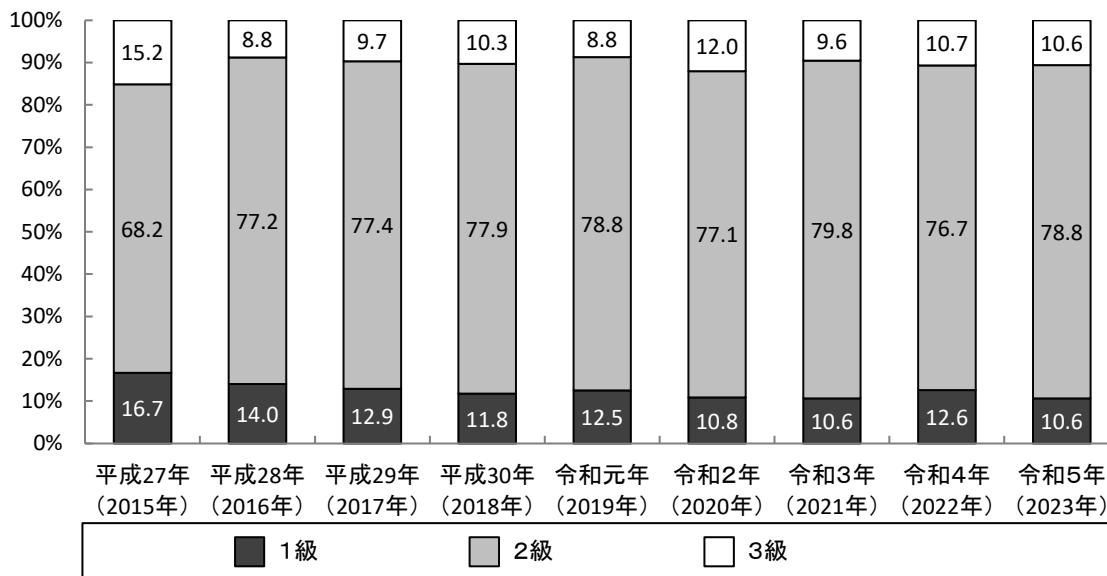
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年では113人となっています。等級別の構成比をみると、2級が約8割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移(等級別)

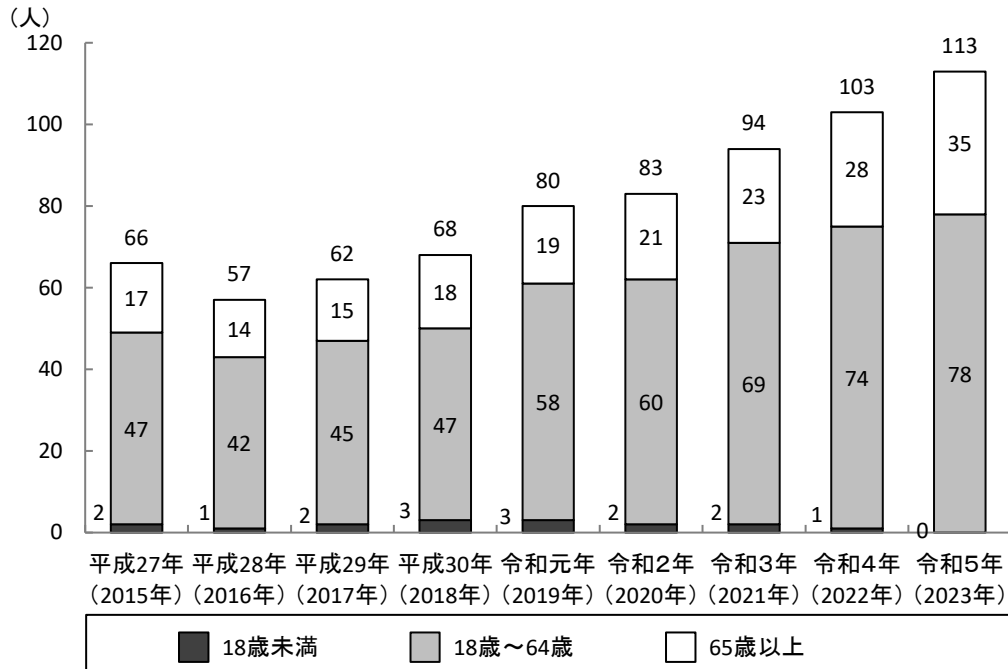


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）



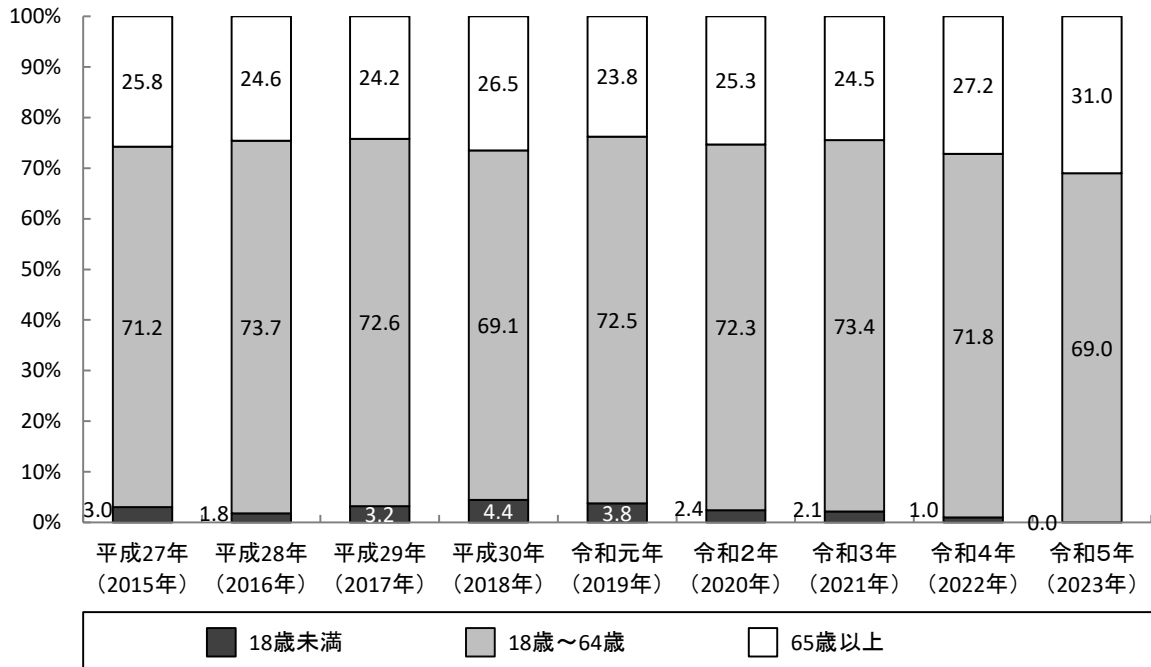
年齢別にみると18歳～64歳と65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向で推移しており、18歳～64歳の割合が最も高く全体の約7割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比の推移

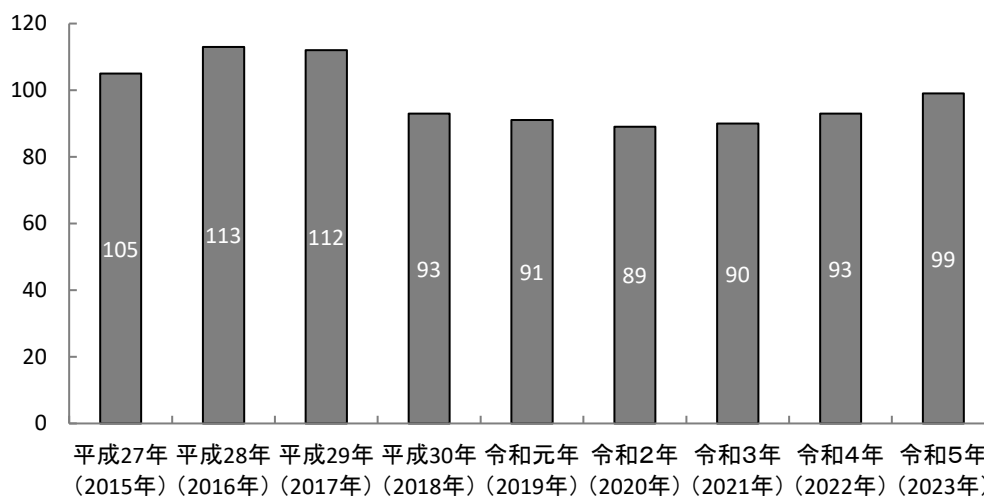


資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

(5) 難病患者の状況

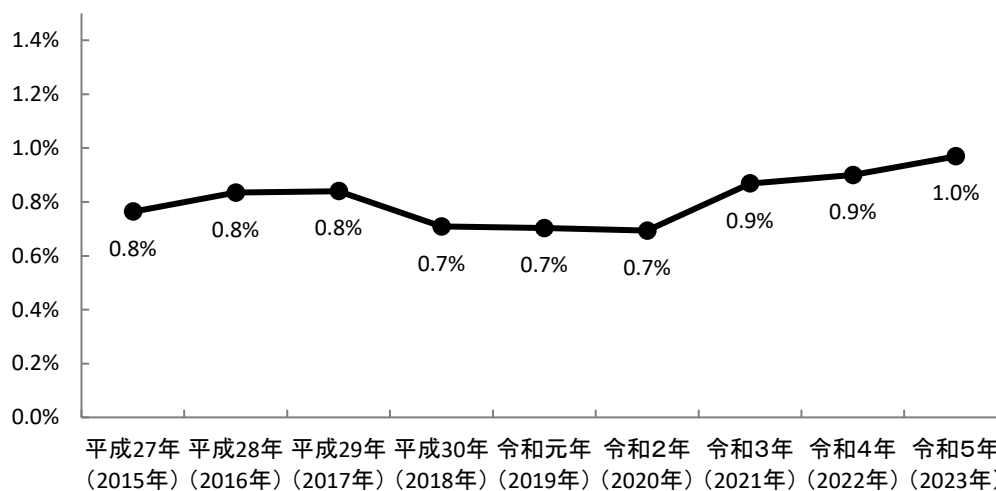
特定疾患医療受給者証所持者数は令和2年以降増加傾向で推移しており、令和5年では99人となっています。

■ 難病患者数の推移



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）

■ 難病患者数の対総人口比の推移



資料：町役場調べ（各年4月1日現在）



2 アンケート結果からわかる現状

計画策定にあたって、鏡野町に在住の障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を行いました。

■調査概要

	配布数	回収数	回収率
障害者調査	607 件	314 件	51.7%
町民調査	1,000 件	455 件	45.5%

■手帳の種類別の回答者の割合

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
回答者の割合	80.3%	15.0%	5.4%

※回答者の割合は有効回収数に対する割合を示すものであり、合計しても 100.0%にはなりません。

アンケート結果のグラフについて

※アンケート結果のグラフ中における「n」「SA」「MA」は、それぞれ

「n」 = サンプル数(回答者数)のこと

「SA」 = 単数回答のこと(Single Answer の略)

「MA」 = 複数回答のこと(Multiple Answer の略)

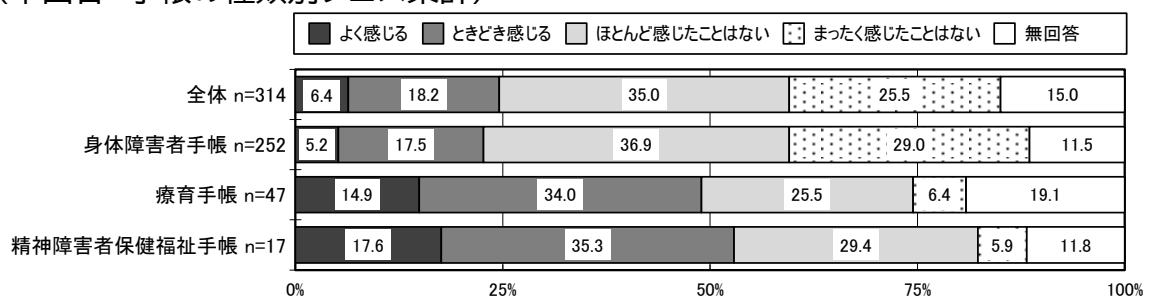
を示します。

2-1 障害への理解について

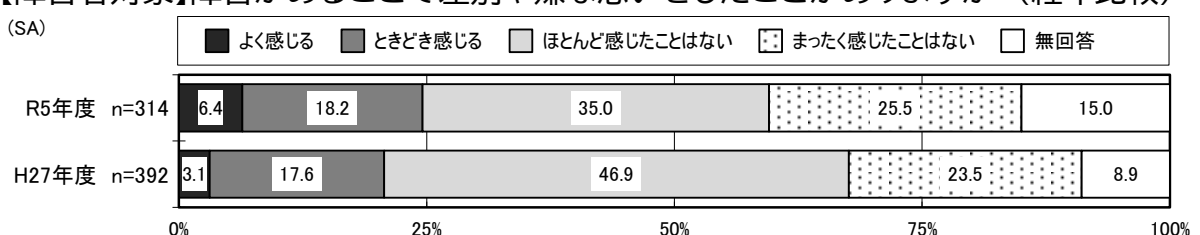
障害者では日常生活で差別や偏見を「感じる」割合が 24.6%、「感じたことはない」割合が 60.5%となっています。手帳の種類別に「感じる」割合をみると、身体障害者手帳では 22.7%、療育手帳では 48.9%、精神障害者保健福祉手帳では 52.9%となっています。

前回の調査と比較すると、「感じる」割合がやや高くなっています。

■【障害者対象】障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか (単回答 手帳の種類別クロス集計)



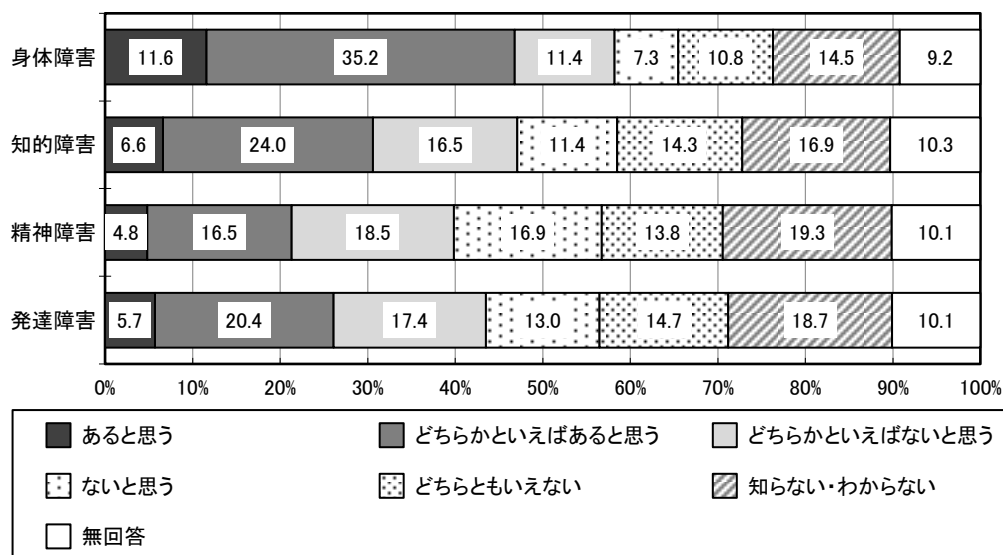
■【障害者対象】障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか (経年比較)



町民の障害者に対する社会の理解の有無については、「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせた割合が、身体障害では 46.8%、知的障害では 30.6%、精神障害では 21.3%、発達障害では 26.1%となっています。

■【町民対象】鏡野町ではそれぞれの障害に対し、社会の理解があると思いますか（単回答）

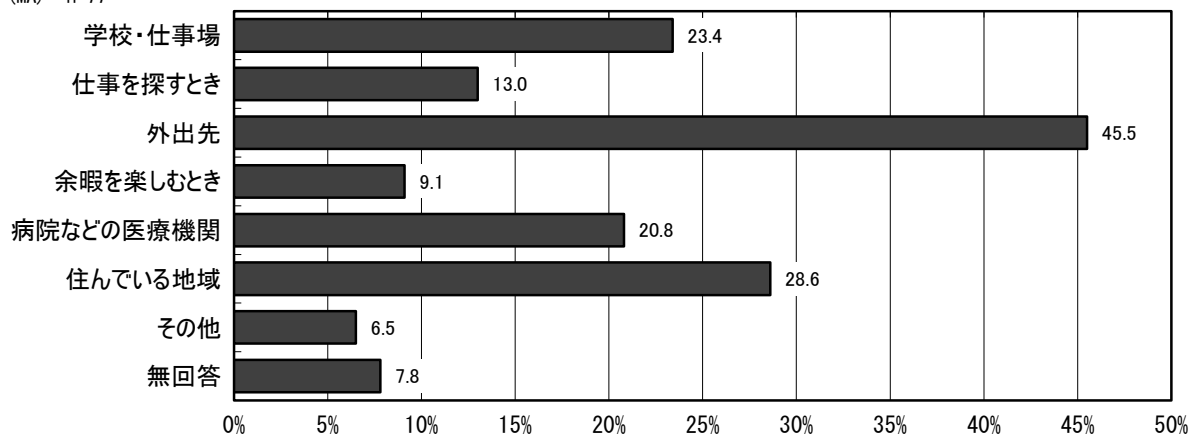
(SA) n=455



障害者が差別や偏見を感じた場所については、「外出先」が 45.5%で最も高くなっています。次いで「住んでいる地域」が 28.6%、「学校・仕事場」が 23.4%が続いています。

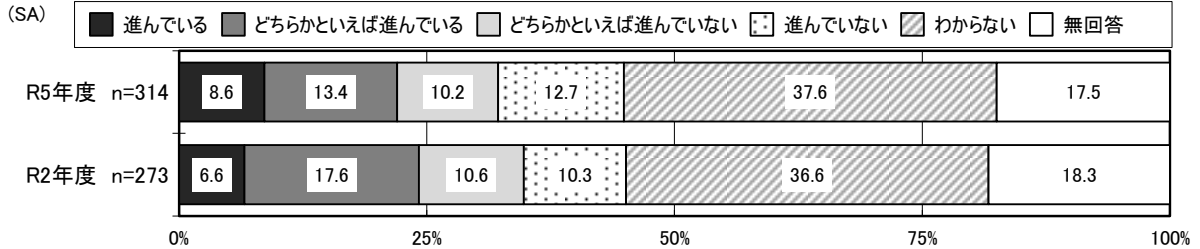
■【障害者対象】差別や偏見をどのようなときに感じましたか（複数回答）

(MA) n=77



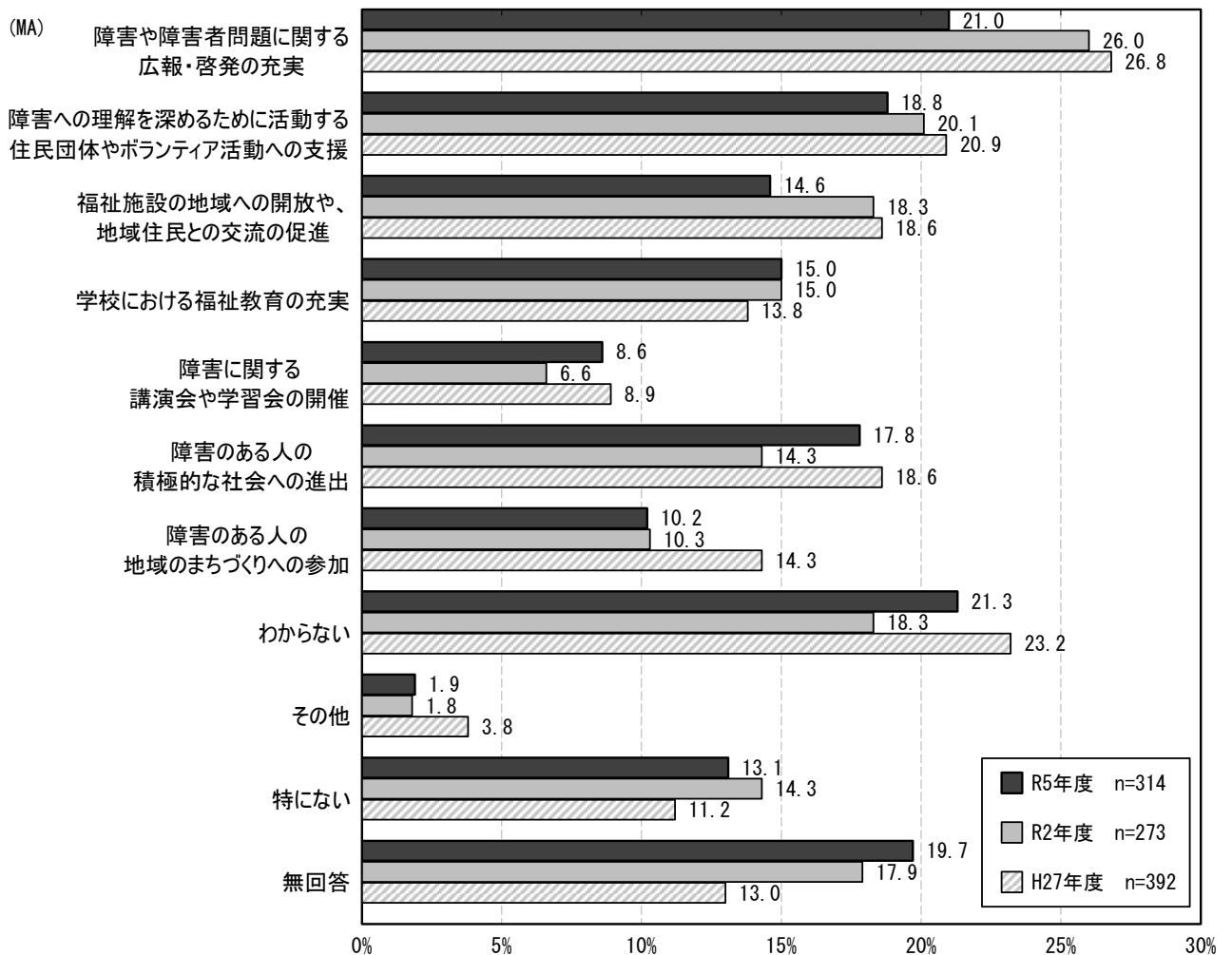
障害に対する理解や支援について、「進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」を合わせた割合は 22.0%となっています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■【障害者対象】この3年間で障害に対して広く住民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか（単回答 経年比較）



障害に対する町民理解を深めていくうえで必要と思うこととして、「わからない」を除くと、「障害や障害者問題に関する広報・啓発の充実」が 21.0%で最も高く、次いで「障害への理解を深めるために活動する住民団体やボランティア活動への支援」が 18.8%、「障害のある人の積極的な社会への進出」が 17.8%で続いています。

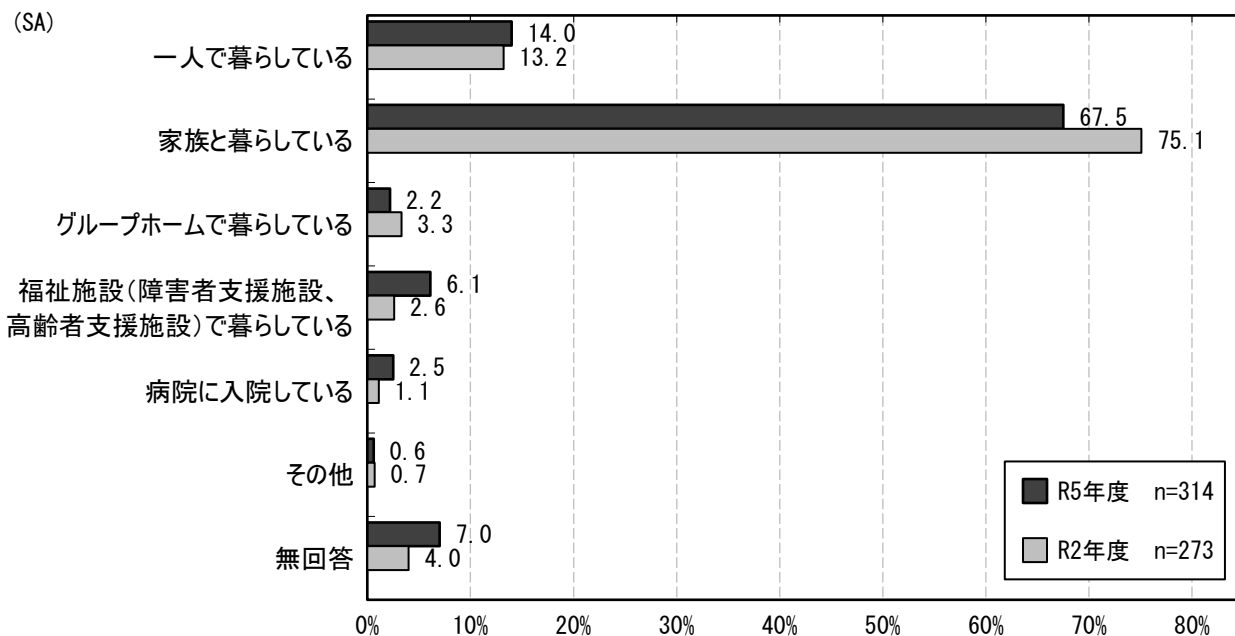
■【障害者対象】障害者への町民の理解を深めるためには何が必要ですか（複数回答 経年比較）



2-2 地域生活について

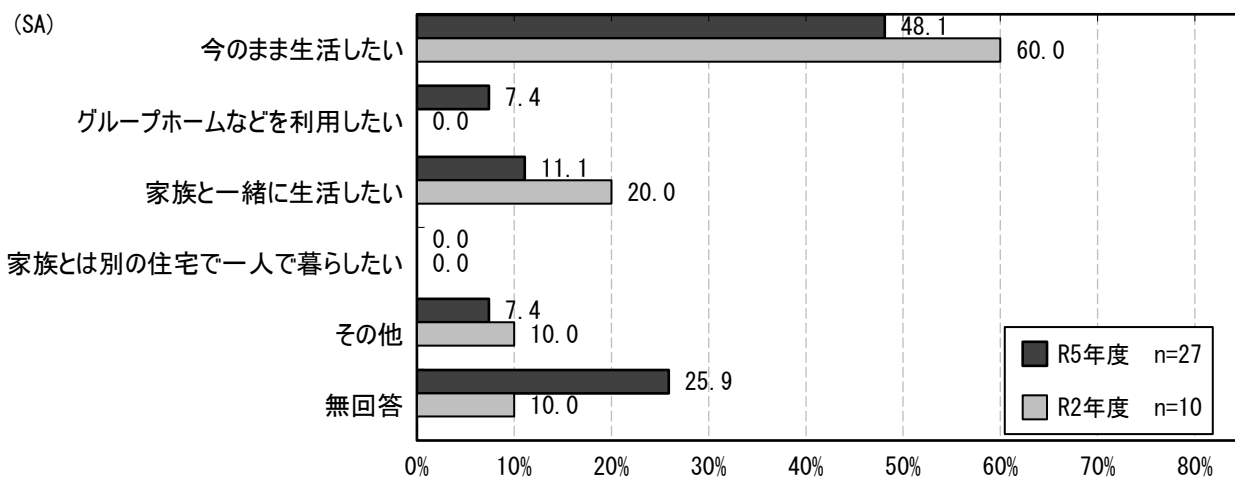
現在の暮らし方について、福祉施設で暮らしている人と病院に入院している人を合わせると 8.6%となっており、前回の調査と比較するとやや高くなっています。

■【障害者対象】現在どのように暮らしていますか（単回答 経年比較）



福祉施設入所もしくは入院中の方のうち、「今のまま生活したい」が 48.1%で最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 11.1%、「グループホームなどを利用したい」「その他」がともに 7.4%で続いています。前回の調査と比較すると、「グループホームなどを利用したい」の割合が高くなっています。

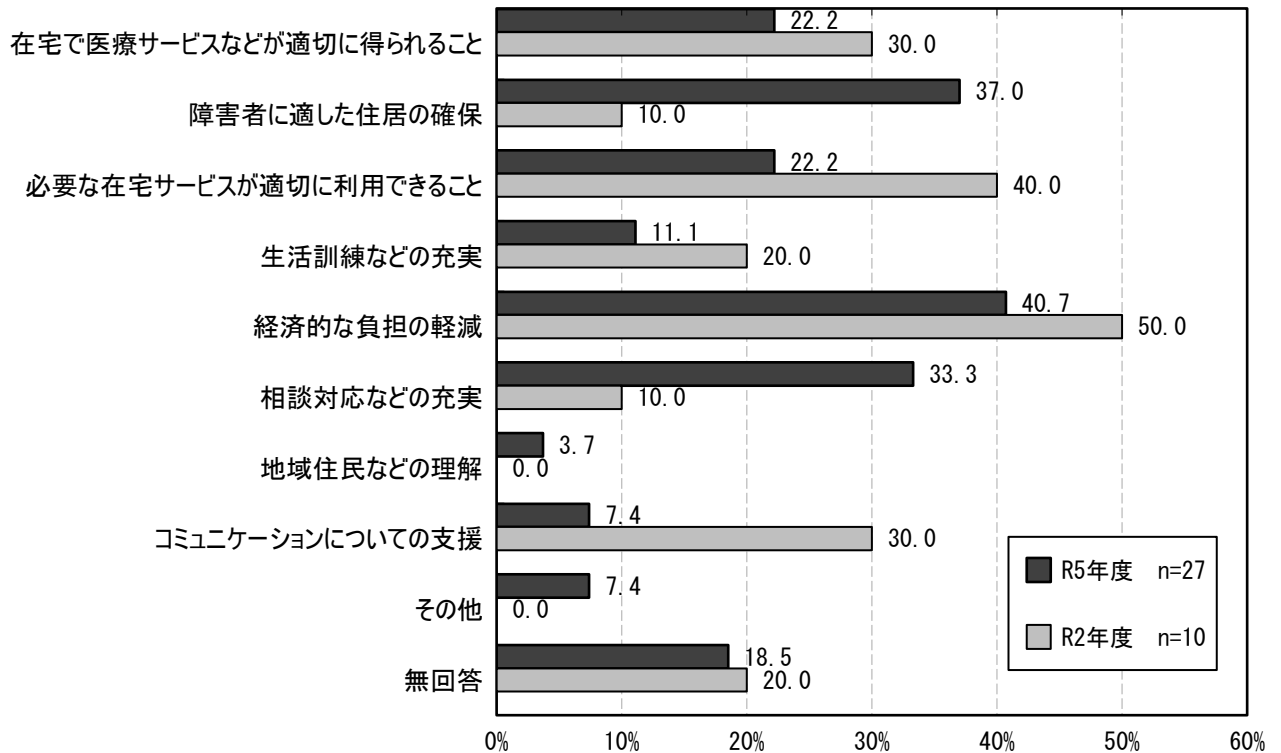
■【障害者対象:福祉施設入所もしくは入院中の回答者限定】将来、どちらで生活したいと思いますか（単回答）



希望する場所で暮らす際に必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が 40.7%で最も高くなっています。次いで「障害者に適した住居の確保」が 37.0%、「相談対応などの充実」が 33.3%で続いています。前回の調査と比較すると、「障害者に適した住居の確保」「相談対応などの充実」の割合が高くなっています。

■【障害者対象施設入所もしくは入院中の回答者限定】希望するところで生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答 経年比較）

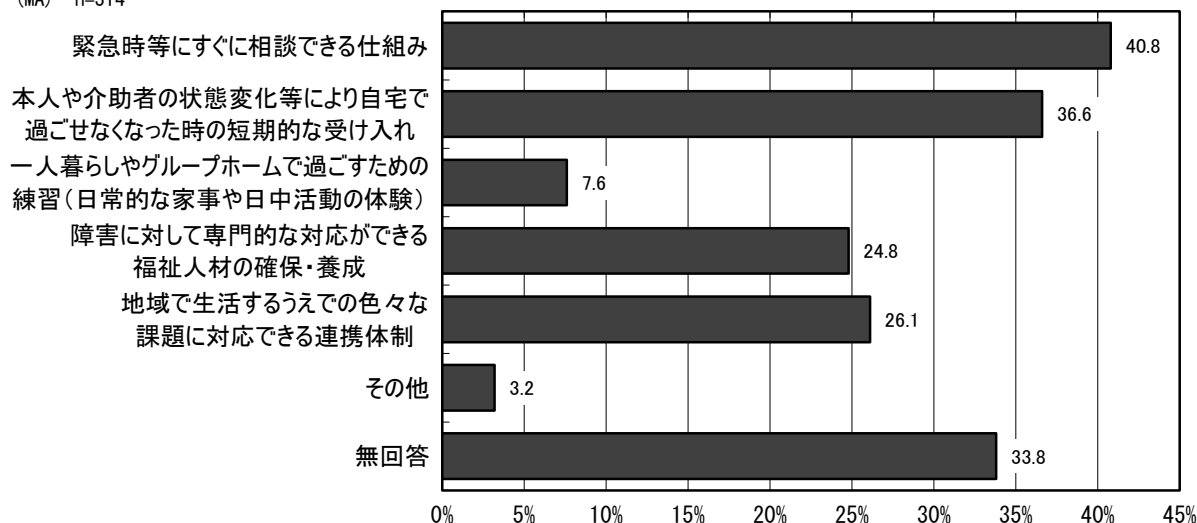
(MA)



障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点について、整備が求められる5つの機能のうち優先度が高いと思うものとして「緊急時等にすぐに相談できる仕組み」が40.8%で最も高くなっています。次いで「本人や介助者の状態変化等により自宅で過ごせなくなった時の短期的な受け入れ」が36.6%、「地域で生活するうえでの色々な課題に対応できる連携体制」が26.1%が続いています。

■【障害者対象】地域で生活していくために、優先的に充実してほしいものは次のうちどれですか（複数回答）

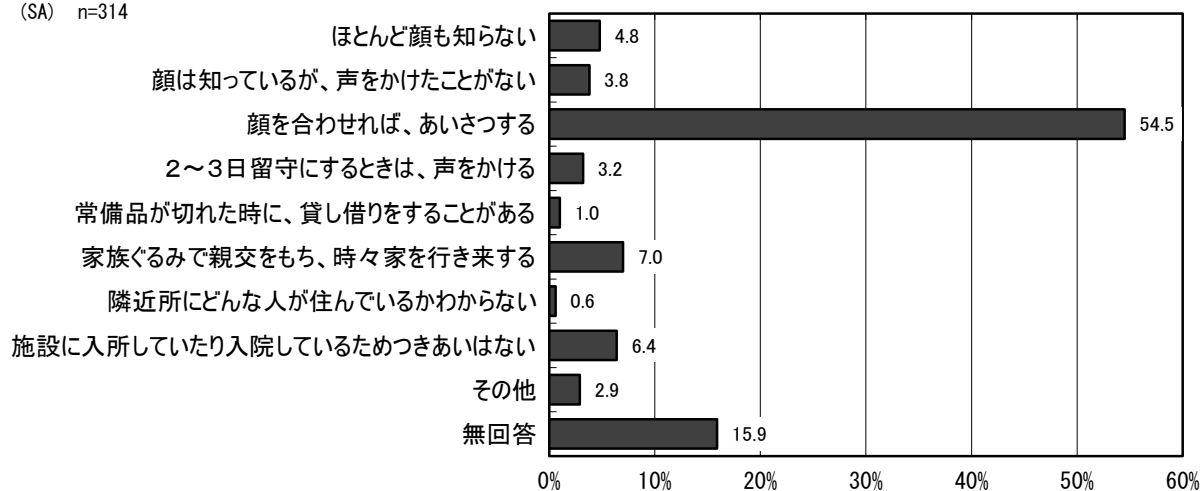
(MA) n=314



障害者の近所付き合いの状況について、「顔を合わせれば、あいさつする」が54.5%で最も高くなっています。次いで「家族ぐるみで親交をもち、時々家を行き来する」が7.0%、「施設に入所していたり入院しているためつきあいはない」が6.4%が続いています。

■【障害者対象】近所の人とどれくらいお付き合いしていますか（単回答）

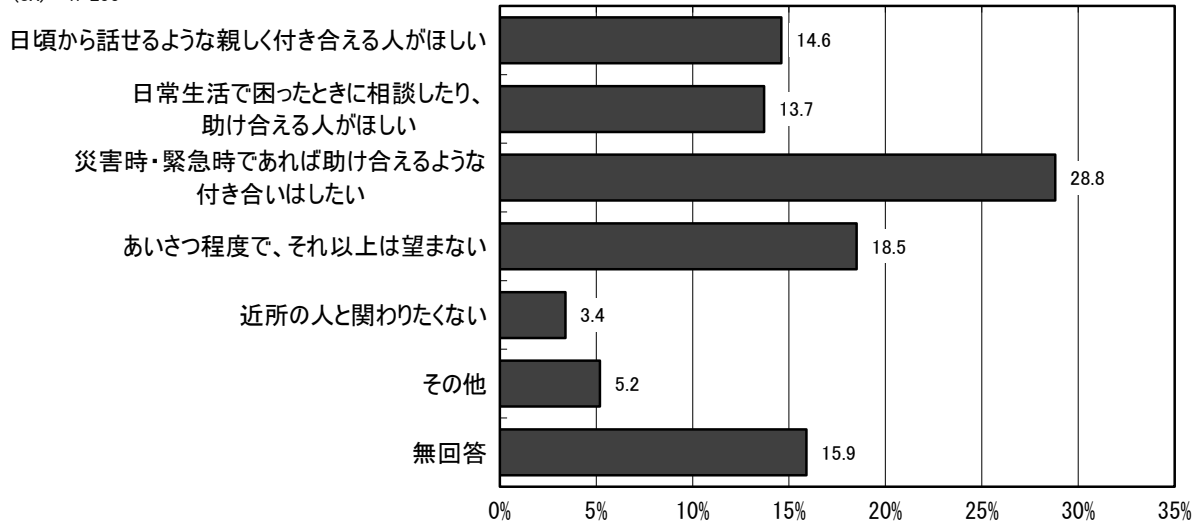
(SA) n=314



障害者の今後の近所付き合いの希望について「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が 28.8%で最も高くなっています。次いで「あいさつ程度で、それ以上は望まない」が 18.5%、「日頃から話せるような親しく付き合える人がほしい」が 14.6%が続いています。

■【障害者対象：地域で暮らしている回答者限定】今後、近所の人とどの程度のつきあいをしていきたいですか（単回答）

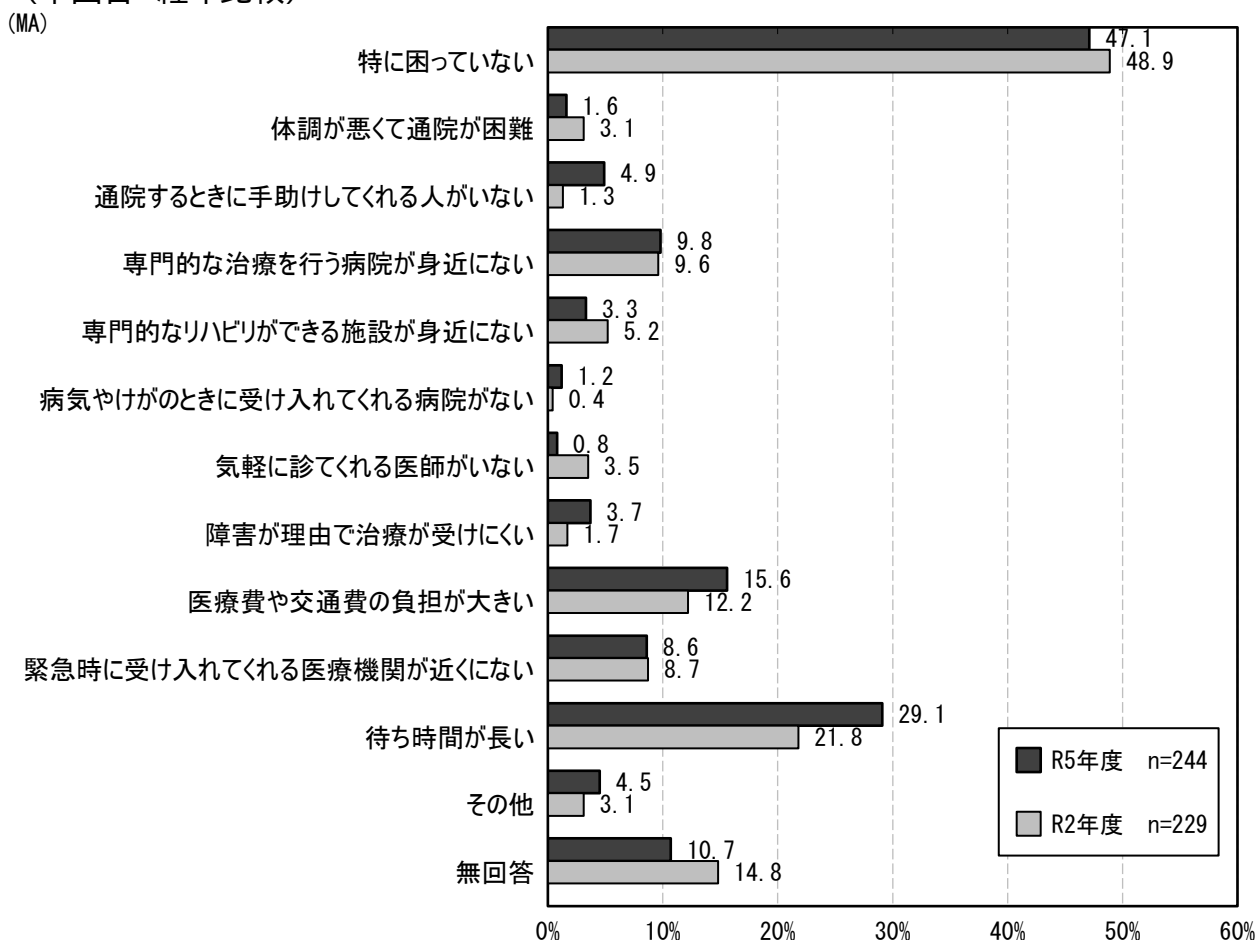
(SA) n=233



2-3 保健・医療について

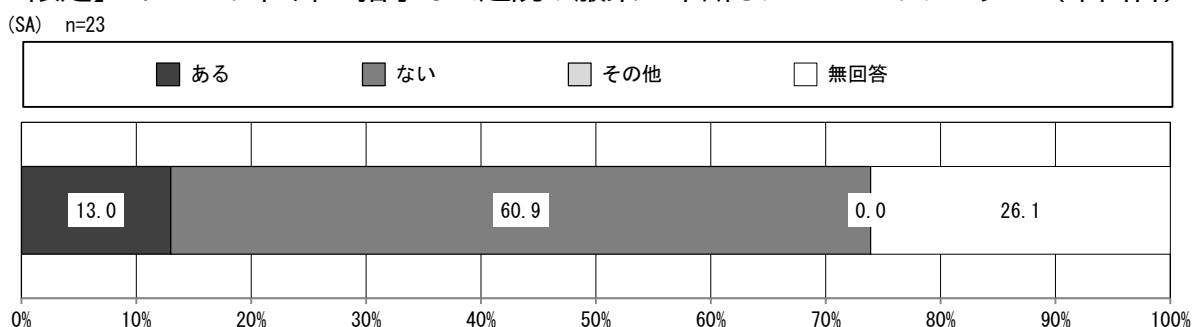
通院する上での困りごととして、「待ち時間が長い」が 29.1%で最も高く、「医療費や交通費の負担が大きい」が 15.6%、「専門的な治療を行う病院が身近にない」が 9.8%で続いています。前回の調査と比較すると、「待ち時間が長い」の割合が高くなっています。

■【障害者対象:通院している回答者限定】通院していて、困っていることはありますか (単回答 経年比較)



精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは自立支援医療(精神通院)受給者の治療の中断について、13.0%が医師の指示なく治療を中断したことがあると回答しています。

■【障害者対象:精神障害者保健福祉手帳所持もしくは自立支援医療(精神通院)受給者限定】これまでに医師の指示なく通院や服薬を中断したことがありますか (単回答)



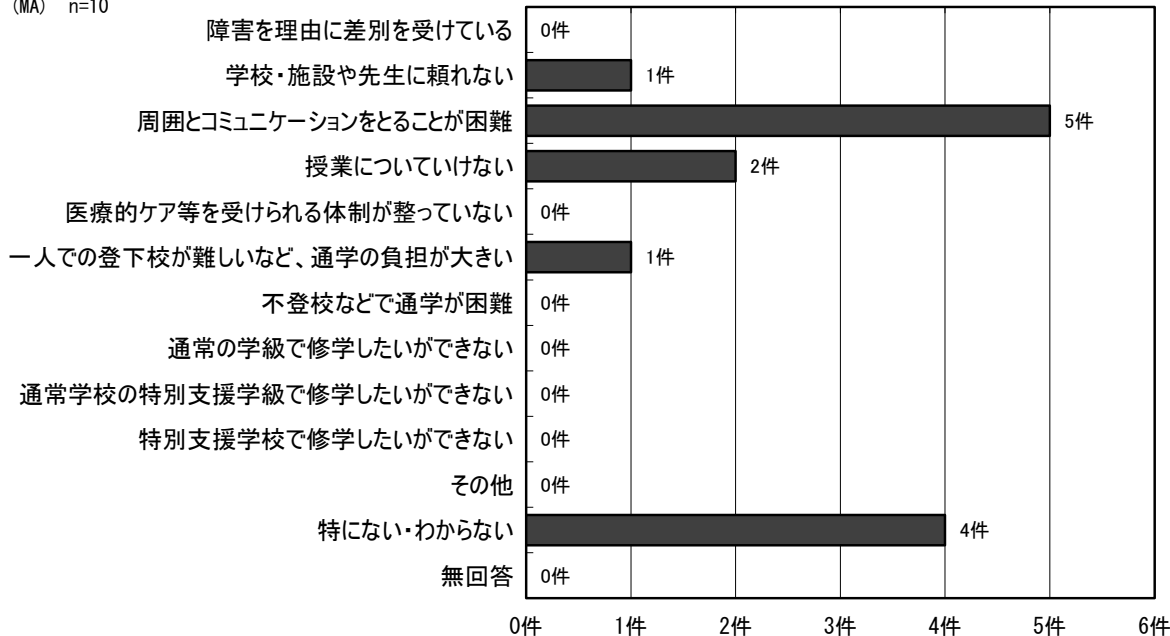
2-4 障害を持つ子どもについて

現在保育園や幼稚園、学校等に通っている障害者が困っていることとして、「周囲とコミュニケーションをとることが困難」と回答した人が多くなっています。

■【保育園・幼稚園、学校や通園施設等に通っている障害者対象】

学校や通園施設などで現在特に困っていることは何ですか（複数回答）

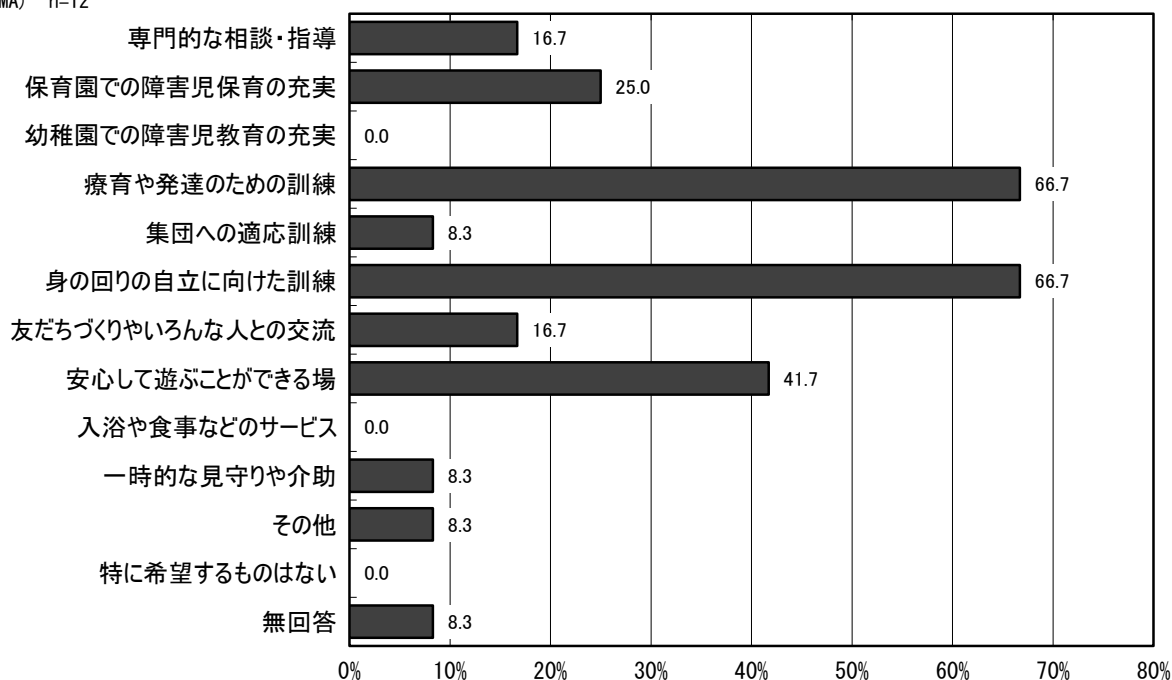
(MA) n=10



障害児のためのサービス等について今後必要なこととして、「療育や発達のための訓練」「身の回りの自立に向けた訓練」が66.7%で最も高く、次いで「安心して遊ぶことができる場」、「保育園での障害児保育の充実」と続いています。

■【保育園・幼稚園、学校や通園施設等に通っている障害者対象】障害のある子どものための通所型の施設やサービスについて、特にどのようなことを希望されますか（複数回答）

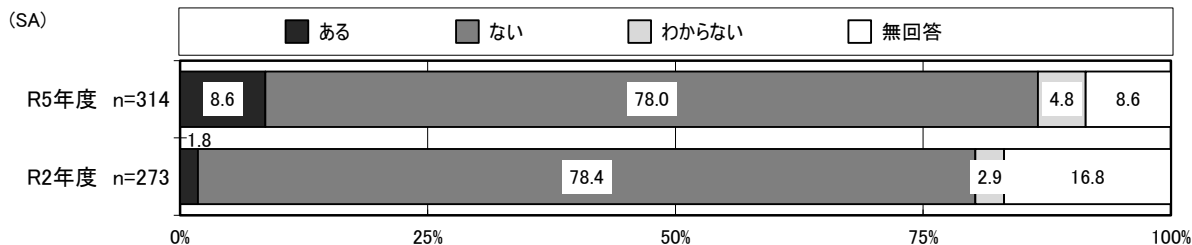
(MA) n=12



2-5 発達障害について

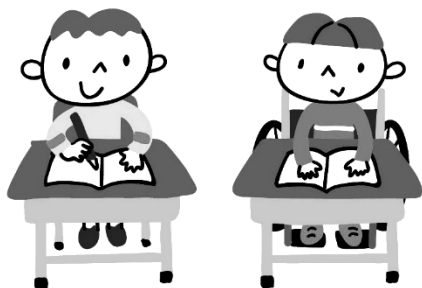
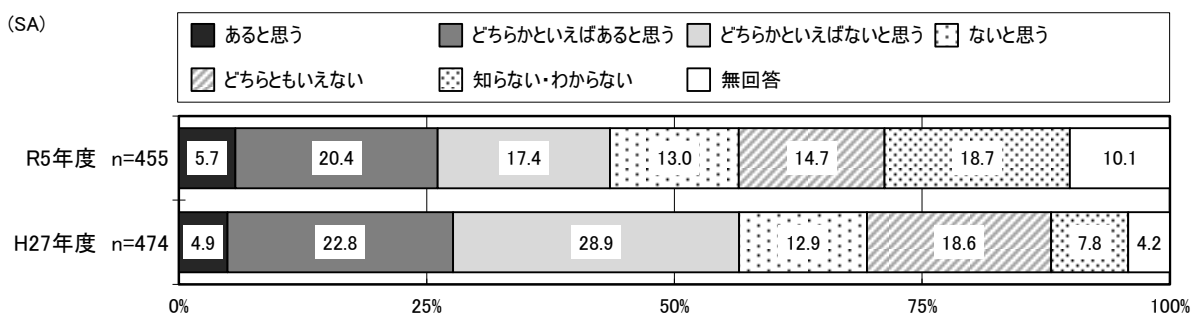
障害者の発達障害診断について「診断された」割合は全体で 8.6%となっています。前回の調査と比較すると、診断されたことのある割合が高くなっています。

■【障害者対象】発達障害として診断されたことがありますか（単回答 経年比較）



町民の発達障害に対する理解について「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせた割合は 26.1%、「ないと思う」「どちらかといえばないと思う」を合わせた割合は 30.4%となっています。平成 27 年度の調査結果と比較すると、「知らない・わからない」の割合が高くなっています。

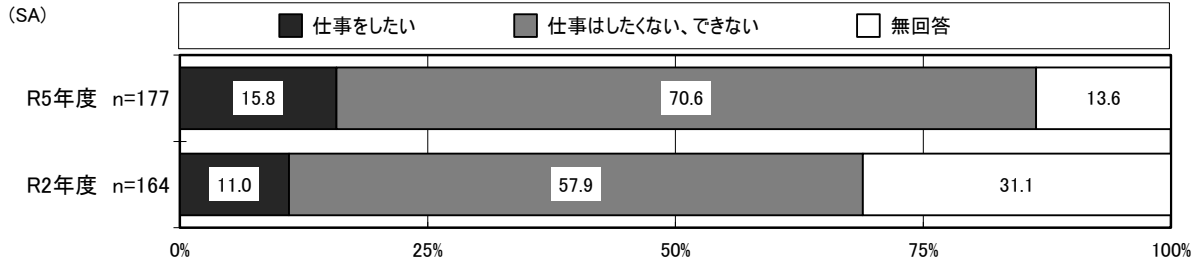
■【町民対象】発達障害について、社会の理解がありますか（単回答 経年比較）



2-6 就労支援について

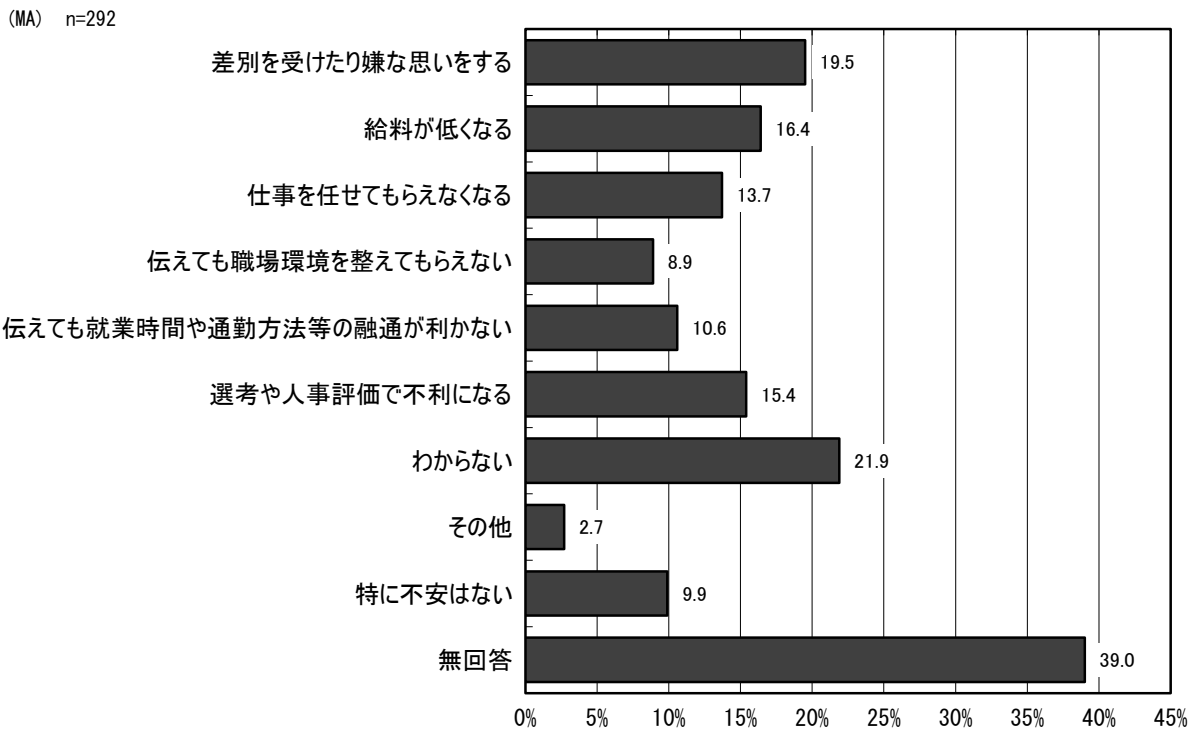
現在就労していない障害者の就労希望について、15.8%が「仕事をしたい」と回答しています。前回の調査と比較すると、「仕事をしたい」の割合がやや高くなっています。

■【18歳以上の障害者対象：現在働いていない回答者限定】今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか（単回答 経年比較）



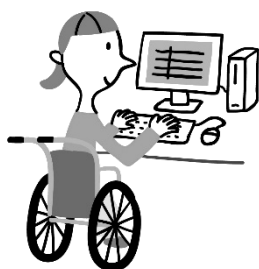
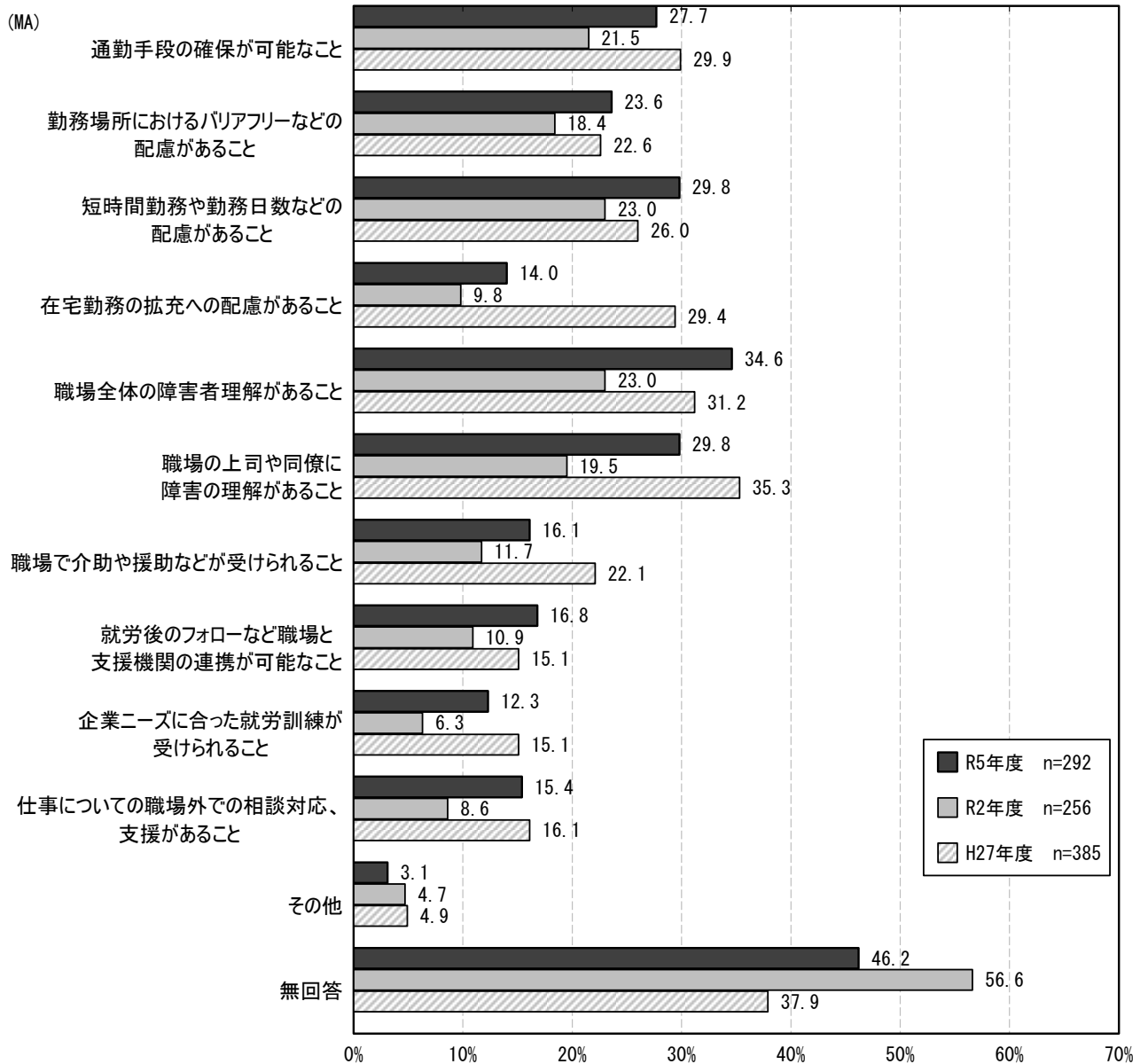
障害の状況を公表して一般企業に就労する際の不安として、「差別を受けたり嫌な思いをする」が19.5%で最も高く、次いで「給料が低くなる」、「選考や人事評価で不利になる」と続いています。

■【障害者対象】もしあなたが一般企業等で就職し、障害の状況を公表すると仮定したとき、不安に思うのはどのようなことですか（複数回答）



必要と思う障害者の就労支援として、「職場全体の障害者理解があること」が34.6%で最も高くなっています。次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮があること」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がともに29.8%、「通勤手段の確保が可能なこと」が27.7%で続いています。

■【障害者対象】障害者の就労支援として、どのようなことが必要ですか
(複数回答 経年比較)

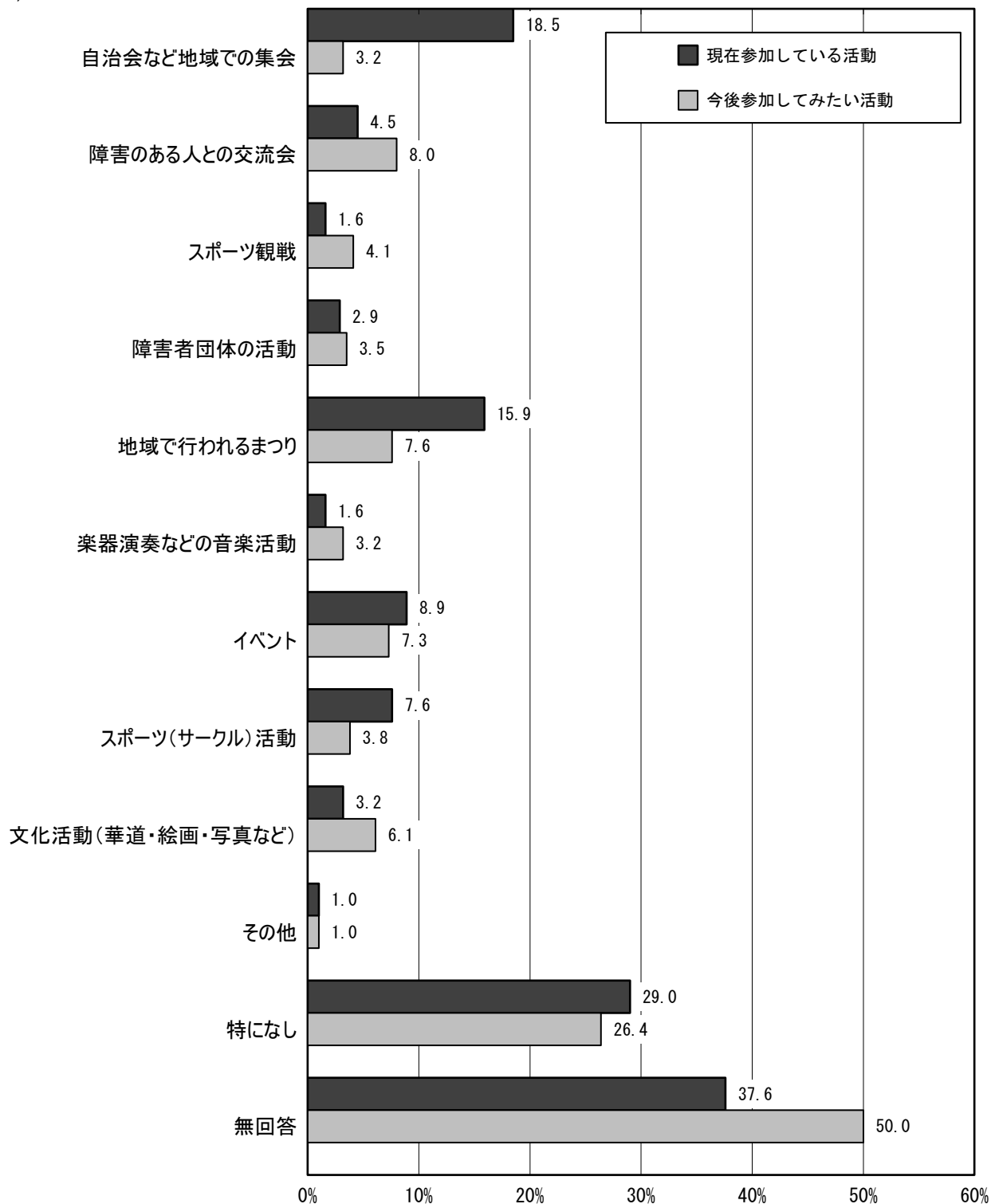


2-7 社会参加・外出について

現在参加している活動として「自治会など地域での集会」が 18.5%で最も高く、次いで「地域で行われるまつり」が 15.9%で続いています。今後したい活動では「障害のある人との交流会」が 8.0%で最も高く、次いで「地域で行われるまつり」が 7.6%で続いています。

■【障害者対象】最近参加した活動と今後参加したい活動はどれですか（複数回答）

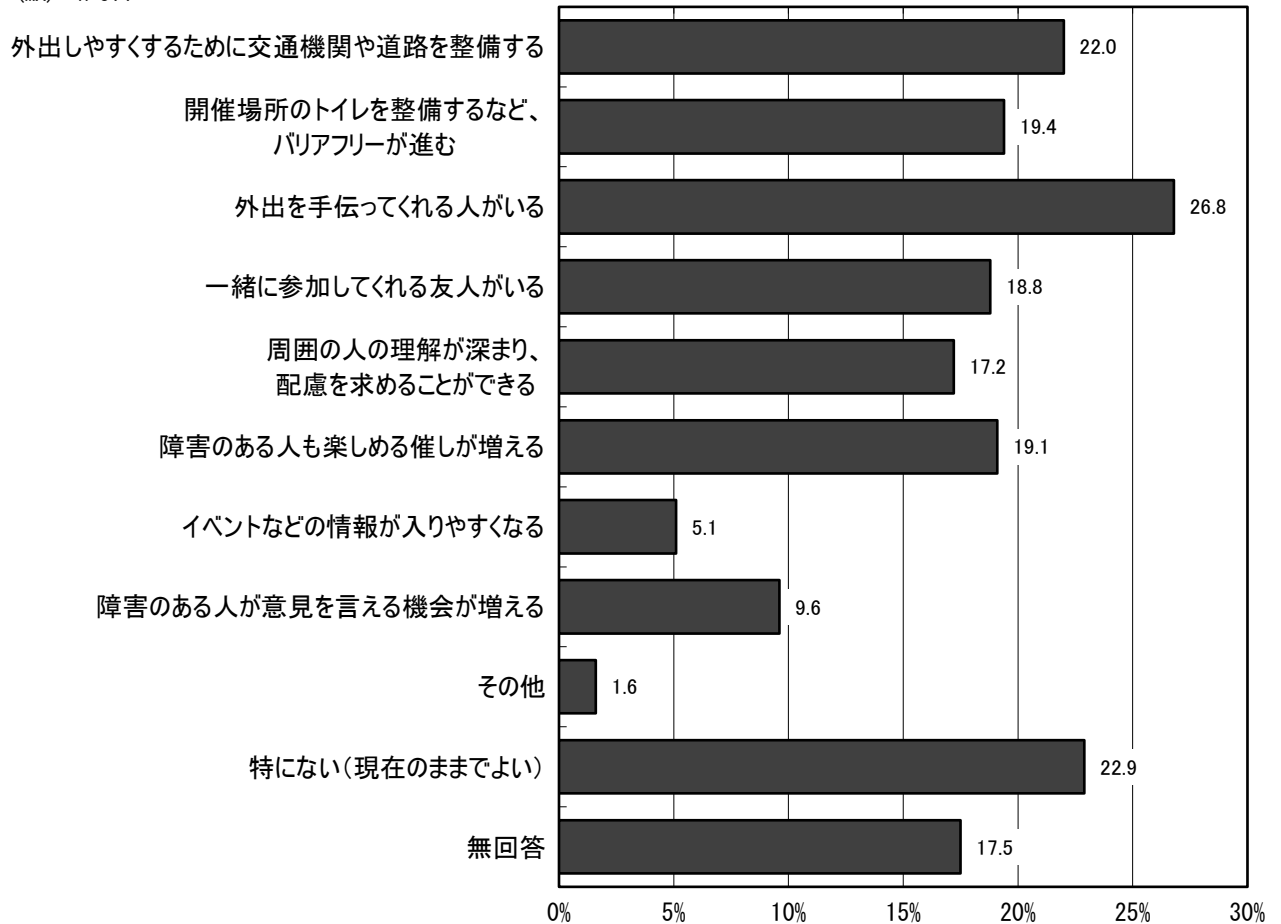
(MA) n=314



障害者が社会参加しやすくなるために必要なこととして、「特にない」を除くと、「外出を手伝ってくれる人がいる」が 26.8%で最も高くなっています。次いで「外出しやすくするために交通機関や道路を整備する」が 22.0%、「開催場所のトイレを整備するなど、バリアフリーが進む」が 19.4%で続いています。

■【障害者対象】どのようにすれば障害のある人が社会参加しやすくなると思いますか（複数回答）

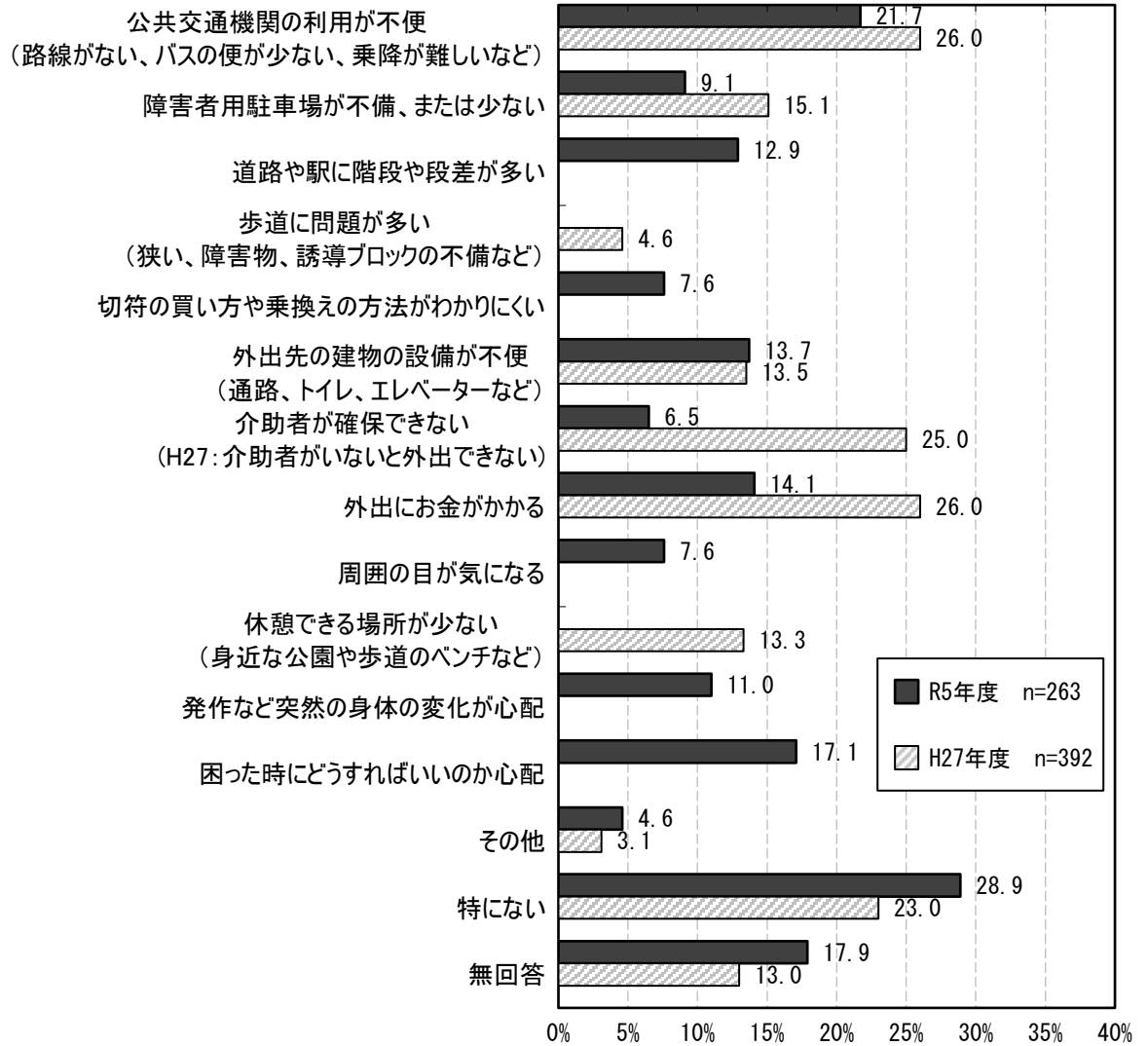
(MA) n=314



障害者が外出時に感じる困りごととして「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」が 21.7%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 17.1%、「外出にお金がかかる」が 14.1%で続いています。平成27年の調査結果と比較すると、「特にない」の割合が高くなっています。

■【障害者対象:「まったく外出しない」以外の回答者限定】外出する時に困ることは何ですか(複数回答 経年比較) ※一部の選択肢は追加及び削除を行っています。

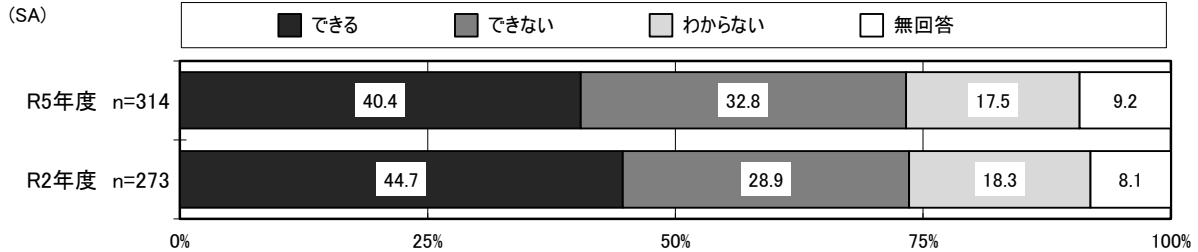
(MA)



2-8 災害対策について

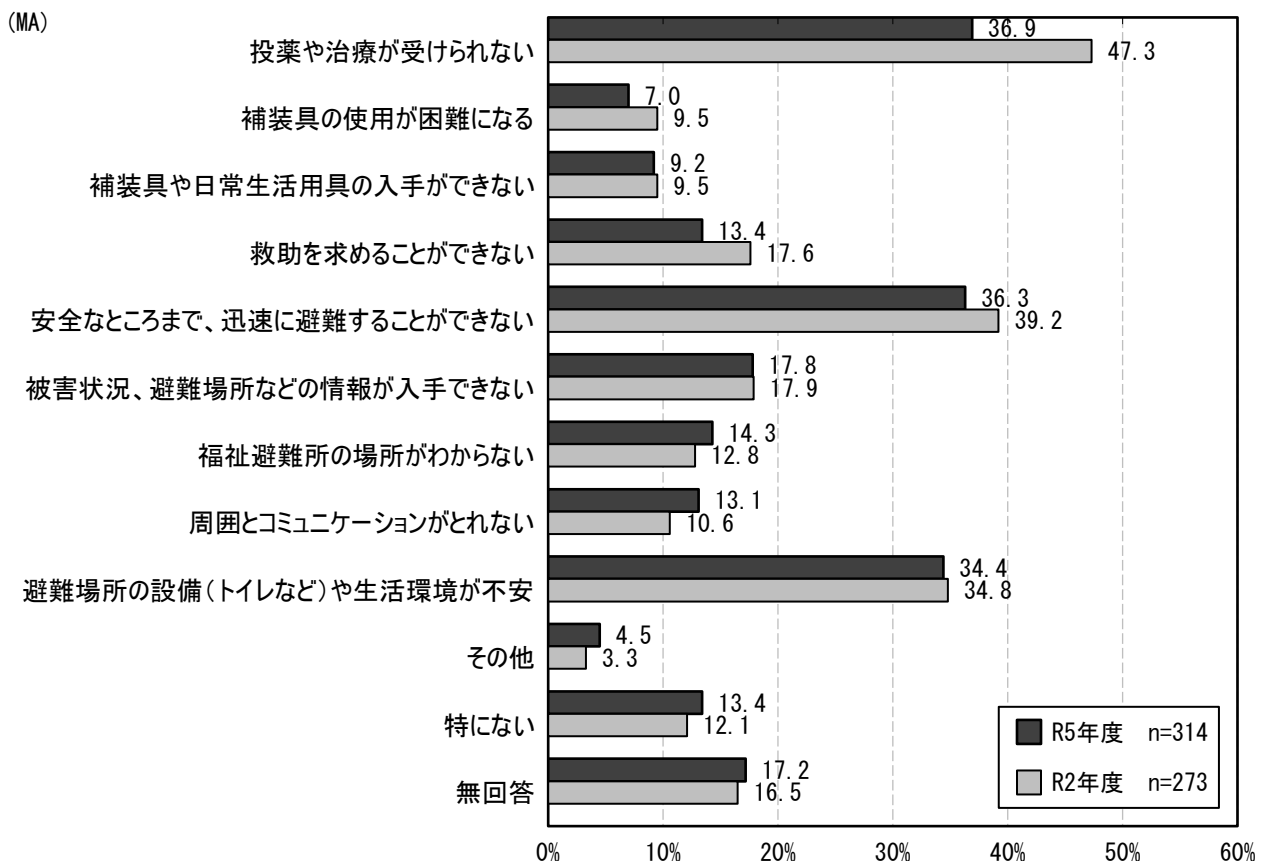
障害者の災害発生時の一人での避難について、「できる」が40.4%、「できない」が32.8%となっています。前回の調査と比較して、「できない」の割合がやや高くなっています。

■【障害者対象】地震などの災害発生時に一人で避難することができますか（単回答）



避難する際の不満や困りごとについて、「投薬や治療が受けられない」が36.9%で最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.3%、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が34.4%で続いています。前回の調査と比較すると、特に「投薬や治療が受けられない」の割合が低くなっています。

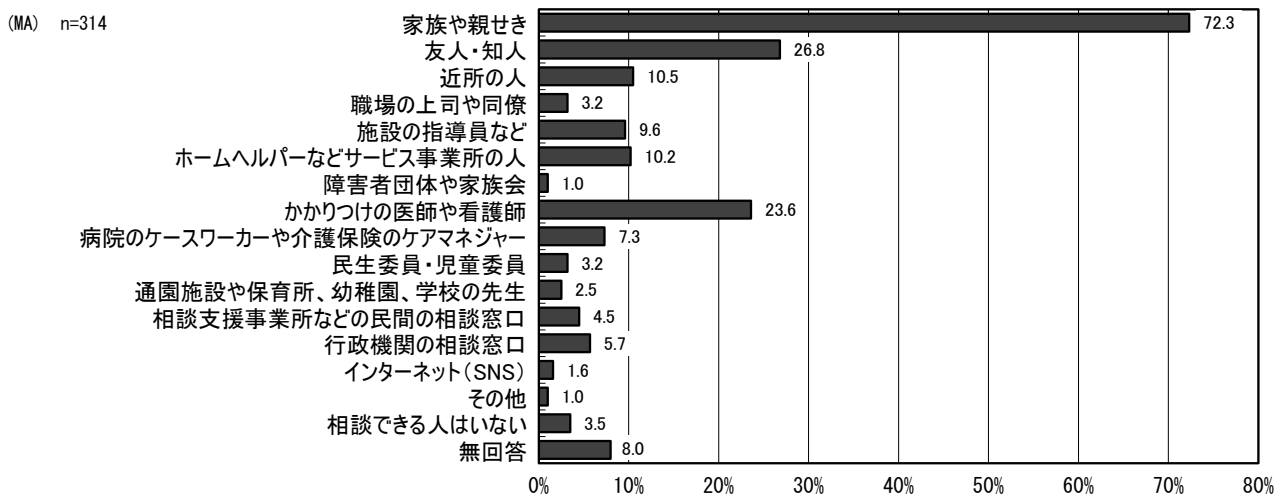
■【障害者対象】避難するのに困ることは何ですか（複数回答 経年比較）



2-9 相談体制・情報提供について

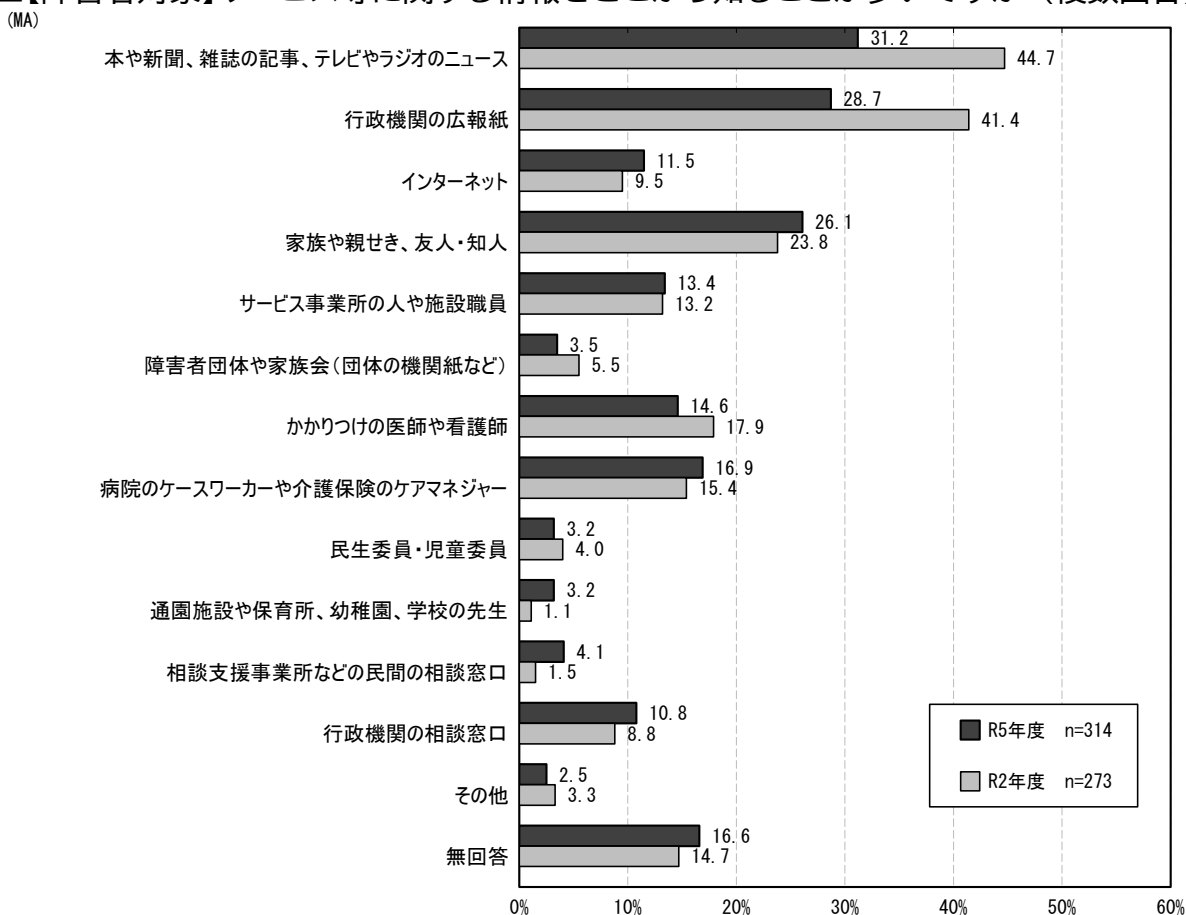
障害者の悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が72.3%で最も高く、次いで「友人・知人」が26.8%、「かかりつけの医師や看護師」が23.6%で続いています。

■【障害者対象】生活での悩みや困ったことの相談相手はだれ(どこ)ですか(複数回答)



情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.2%で最も高く、次いで「行政機関の広報紙」が28.7%、「家族や親せき、友人・知人」が26.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報紙」の割合は低くなっています。

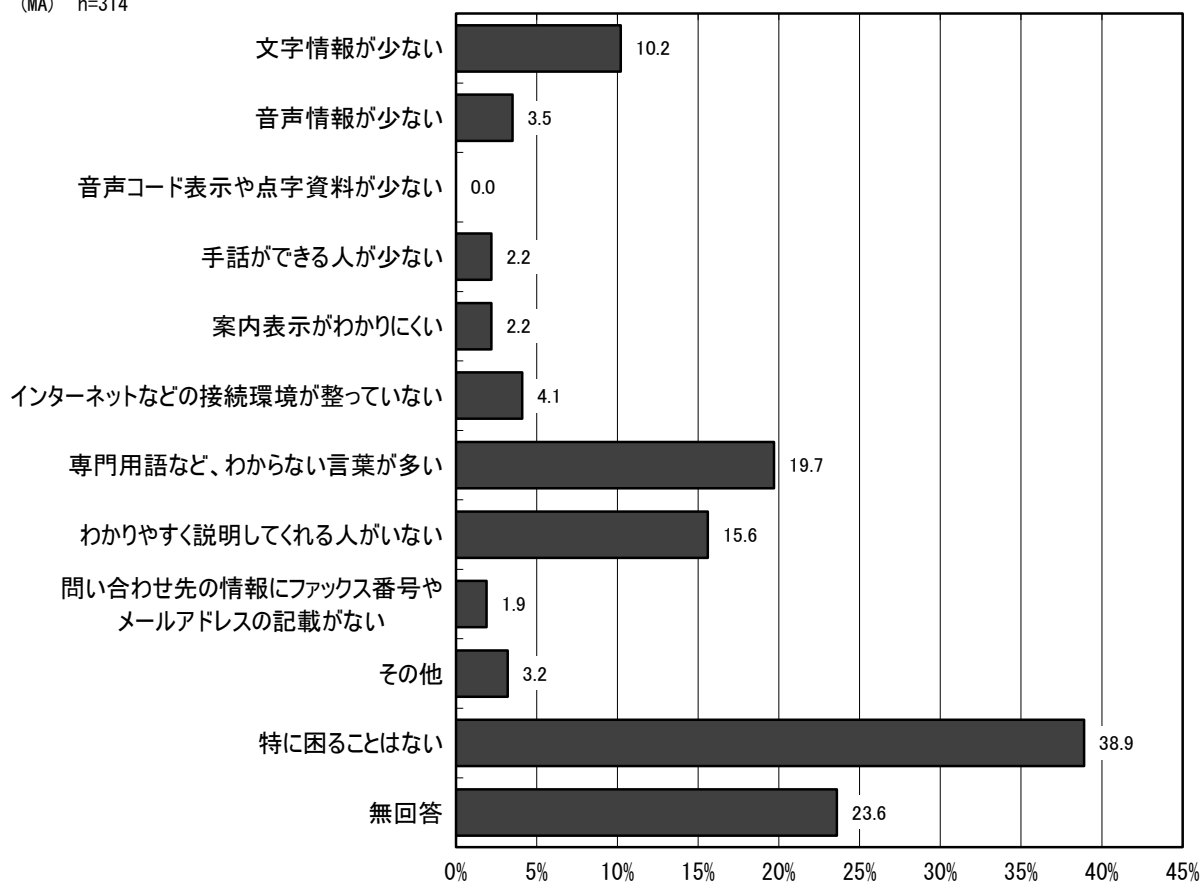
■【障害者対象】サービス等に関する情報をどこから知ることが多いですか(複数回答)



情報を入力する際に困ることとして、「専門用語など、わからない言葉が多い」が19.7%で最も高く、次いで「わかりやすく説明してくれる人がいない」が15.6%、「文字情報が少ない」が10.2%で続いています。

■【障害者対象】情報を入力する際に、困っていることは何ですか（複数回答）

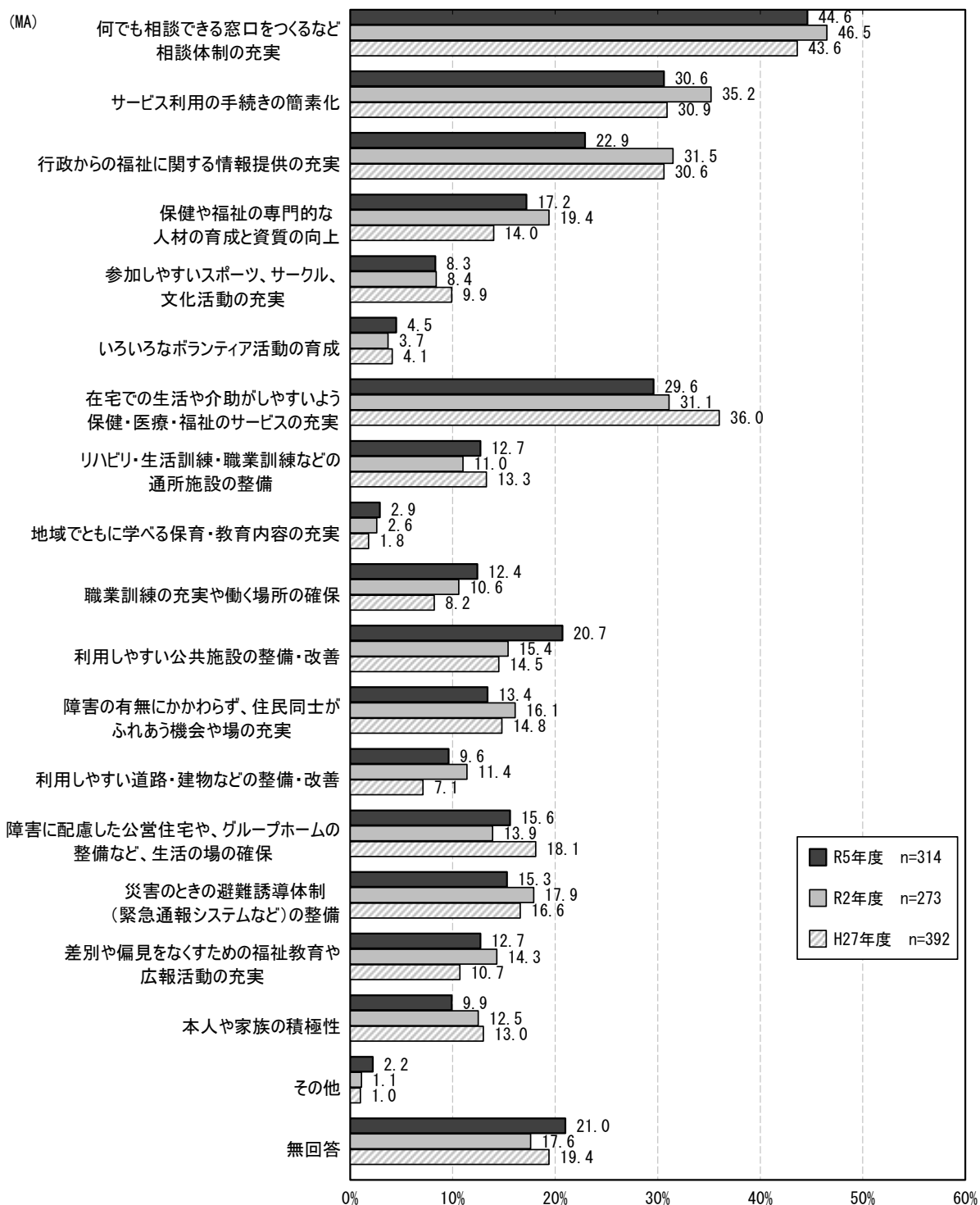
(MA) n=314



2-10 障害福祉施策全般について

障害者が必要と思う取り組みは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が44.6%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が30.6%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が29.6%で続いています。前回までの調査と比較すると、「利用しやすい公共施設の整備・改善」の割合が高くなっています。また、相談体制の充実については継続して最も高い割合となっています。

■【障害者対象】障害者にとって住みよいまちをつくるために、どんなことが必要ですか（複数回答）



2-11 調査結果のまとめ

障害への理解について【2-1】

- 障害者の約4人に1人が日常生活で差別や偏見を「感じる」と回答。また、町民も身体障害について約5割、知的障害については約3割、精神障害については約2割、発達障害については約3割が差別や偏見が「あると思う」と回答。
- この3年間での障害に対する理解の進捗度について、「進んでいる」と回答した割合は約2割にとどまっている。
- 町民の障害に対する理解を深めていくうえで、広報・啓発を通じた理解促進やボランティア団体等への支援、障害者の積極的な社会進出等が特に必要と考えられている。

地域生活について【2-2】

- 現在施設入所もしくは入院している人のうち、今後「家族といっしょに自宅で暮らしたい」人は11.1%となっており、地域移行のニーズがあることがうかがえる。
- 地域生活支援拠点について、5つの機能のうち特に優先的に整備してほしいものとして、緊急時の相談窓口や障害者の短期的な受け入れなど、有事の際に対応できる体制づくりが求められている。
- 現在の近所付き合いの状況は「顔を合わせれば、あいさつする」の割合が約5割となっており、今後の近所付き合いの希望としては「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いをしたい」の割合が約3割で最も高くなっている。

保健・医療について【2-3】

- 通院の際の困りごとは「待ち時間が長い」「医療費や交通費の負担が大きい」の割合が高くなっている。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者のうち約1割が治療の中断を経験しており、継続して治療を受けられることが重要となっている。

障害を持つ子どもについて【2-4】

- 今後の保育や教育で必要なことは「療育や発達のための訓練」、「身の回りの自立に向けた訓練」の割合が高くなっている。

発達障害について【2-5】

- 発達障害として診断された割合は 8.6%となっており、発達障害への差別については町民の約3割が「あると思う」と回答している。

就労支援について【2-6】

- 現在就労していない障害者のうち、約2割が就労希望を持っている。
- 一般就労の際に障害の状況を公表すると仮定した時、不安なこととして「差別を受けたり嫌な思いをする」「給料が低くなる」「選考や人事評価で不利になる」の割合が高くなっている。
- 就労支援については職場全体が障害への理解があることや、短時間勤務などの配慮が必要と考えている。

社会参加・外出について【2-7】

- 「障害のある人との交流会」「文化活動(華道・絵画・写真など)」の活動は、現在か参加している割合を今後参加してみたい割合が上回っており、参加のニーズが高いことがうかがえる。
- 障害者の社会参加促進に向けて必要なこととして、外出同行などの支援や交通機関等の充実、設備のバリアフリー化などが求められている。
- 障害者が外出する際に不便に思うこととして、公共交通機関の利用が不便なことや困った時の対応、外出費用の負担の割合が高くなっている。

災害対策について【2-8】

- 災害発生に際して、障害者の3割以上が一人で避難できないと回答している。
- 避難の際に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」の割合が高くなっている。

相談体制・情報提供について【2-9】

- 障害者の主な相談相手は、家族や友人など身近な人が多く、民生委員・児童委員や相談窓口を利用する割合は 1 割未満となっている。
- 情報の入手先としては新聞や雑誌、テレビやラジオなどの媒体が多くなっている。情報入手の際に困ることとしては、専門用語や説明がわかりにくいと回答した割合が高くなっており、わかりやすさに留意した情報提供が求められる。

3 団体ヒアリングからわかる現状

計画策定にあたり、障害福祉分野で活動する団体へ、活動の状況や障害者についての課題を把握することを目的にヒアリング調査を行いました。

3-1 人材の確保について

活動上の課題として、新規メンバーの加入が少ないことや、既存メンバーの高齢化、メンバーの専門性の確保など、人材に関する課題が多く見られました。会員の減少によって存続に難しさを感じている団体や、サービスの提供にあたって職員の資質向上に難しさを感じている事業所もあり、人材の確保・育成に向けた支援が求められます。

3-2 障害児への支援について

障害児の支援について、本人だけでなく保護者など家族へのサポートが必要という意見が挙がっています。保護者同士で話せる場や、保護者の相談に適切に対応できる体制づくりが求められています。

教育の分野では、インクルーシブ教育の推進にあたって、十分な理解や配慮が得られたうえで進めることが重要という意見が挙がっています。一方で、現場の教職員の負担についても指摘されており、今後の進め方について検討する必要があります。

3-3 障害者の就労について

就労について、通勤の負担が大きいことや職場における障害への配慮、就労先の選択肢が少ないこと等が課題として挙げられています。企業に対して障害への理解を促進し、在宅勤務や時短などの障害があることに配慮した柔軟な働き方を可能にするとともに、通勤にかかる費用負担の軽減などが求められます。

また、一人ひとりの希望や適性に応じた就労先を選択できるよう、障害者雇用の拡大を図ることが求められます。

3-4 関係団体の連携の強化

活動を充実させるうえでの課題について、活動に必要な情報が集まらない、他の団体と交流する機会が少ない、という声が多く挙がっています。支援の充実に向けて、行政や事業所等と幅広く情報共有及び連携が必要という意見もあり、今後の障害福祉の取り組みをより充実させるために、行政も含めて関係団体のネットワークの構築を進めていく必要があります。

第2編 障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

この計画は、障害者の「完全参加と平等」を目標に、障害者基本計画における目指すまちの姿を下記の通り表すとともに、次の4つを基本理念として推進しています。

■障害者基本計画における「目指すまちの姿」

障害のあるなしに関わらず、
一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、
安心して暮らすことができるまち

基本理念1 町民が障害者と自然体で接するまちづくり

社会を構成するすべての人々が障害及び障害者は特別の存在ということではなく、障害者は障害のない人と同じ社会の構成員で、一人の人間として基本的人権を有していること、また、障害問題は、すべての人々自身の問題であること等の理解の促進に努め、町民が障害者と自然体で接するまちを目指します。

基本理念2 障害者の主体性、自主性を尊重するまちづくり

障害者自身が主体性・自主性をもって、社会活動へ積極的に参加できるように、また、一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障害者自身の選択の幅を広げる等障害者本人の立場に立った障害者の主体性・自主性を尊重するまちを目指します。

基本理念3 障害者にやさしいまちづくり

障害者が住みよい、障害者のための社会をつくることは、すべての人が住みよい、すべての人のための社会をつくることでもあります。人々の心の障壁、障害者が必要な情報を得にくいという情報面での障壁のほか、住宅環境をはじめ、建築物等の物理的障壁等様々な障壁を除去し、障害者にやさしいまちを目指します。

基本理念4 障害者と地域、職場、行政が協働するまちづくり

障害者問題に対する理解を促進するためには、障害者自身の社会参加や社会貢献も大切ですが、地域住民、企業等の理解と連携が不可欠です。また、障害者対策は、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野の連携が必要であり、障害者と地域、職場、行政が協働するまちを目指します。



第2章 障害者基本計画の施策体系

基本理念のもと、下記の体系に基づき施策を展開します。

1 啓発・広報と障害者差別の解消

- (1) 障害者への理解促進と差別の解消
- (2) 福祉教育の充実
- (3) ふれあい・交流活動の促進
- (4) 自主的活動の推進
- (5) 権利擁護と障害者虐待への対策
- (6) 行政サービスにおける配慮

2 生活支援と保健・医療の充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 経済支援の充実
- (3) 居住系サービスの充実
- (4) 保健・医療サービスの充実
- (5) 家族支援の充実

3 相談支援と適切な情報提供の推進

- (1) 相談体制の整備
- (2) 情報アクセシビリティ(情報の受け取りやすさ)の向上と情報提供の充実

4 就労・社会参加と文化・スポーツ活動の促進

- (1) 就労の場の整備
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

5 一人ひとりに適した教育・療育体制の整備

- (1) 教育・療育体制の整備

6 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

- (1) バリアフリーとユニバーサルデザインの普及
- (2) 外出支援のための環境整備
- (3) 防犯・防災体制及び交通安全設備の整備

第3章 施策の展開

1 啓発・広報と障害者差別の解消

【現状と課題】

- 障害の有無に関わらず、だれもが安心して暮らすためには、障害や障害者に対する正しい理解を広げることが大切です。町民及び障害者対象のアンケート調査では、障害者の約4人に1人が日常生活で差別や偏見を「感じる」ことがあると回答しており、障害の種類別にみると、特に知的障害と精神障害において感じたことのある割合が高くなっています。町民アンケートでは、障害について社会の理解があると回答した割合は、身体障害では5割近くとなっていますが、知的障害と精神障害、発達障害では2割から3割となっています。
- 障害のある人への住民の理解を深めるために必要なこととして、「障害や障害者問題に関する広報・啓発の充実」「障害への理解を深めるために活動する住民団体やボランティア活動への支援」が上位となっており、引き続き、広報・啓発活動や団体への支援に取り組むことが求められます。
- 障害者を支援する地域活動を促進することも重要です。本町では鏡野町身体障害者協会による障害のある人のスポーツ大会が開催されており、障害者スポーツの推進に取り組んでいます。
- 障害者の権利擁護及び虐待防止に向けても、各種事業の周知や関係機関・地域のネットワークづくりを推進していくことが必要です。本町では令和2年4月より鏡野町権利擁護センターを開設しており、権利擁護や成年後見制度に関する相談等に対応しています。
- 令和6年4月より障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化となります。事業者は、障害特性や合理的配慮の具体例などをあらかじめ確認した上で、個々の場面で柔軟に対応することが求められます。

【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H27)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
日常生活で差別や偏見を感じる ことがあると答える人の割合 ※障害者対象アンケートの設問「日常生活 において、差別や偏見、疎外感を感じる ときがありますか」に対し、「よく感じる」 「ときどき感じる」と答える人の割合	20.7%	15.0% 未満	24.6%	19.0%

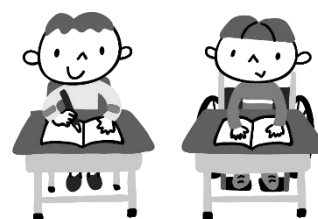
【施策内容】

(1) 障害者への理解促進と差別の解消

項目	内容	実施主体
広報紙やパンフレット等による啓発	広報紙に障害者関連情報・記事を掲載し、啓発に努めるとともに、国・県などの啓発パンフレット等の有効活用を図ります。また、町独自の障害福祉ガイドブックを随時更新し、制度の内容等の理解促進に努めます。 地域情報誌、新聞社、民放などへ積極的に働きかけ、マスコミを通じた啓発・広報を促進するほか、ホームページ等を活用した啓発・広報の可能性を今後も検討します。	総合福祉課
障害者週間の普及・活用	広報紙等で障害者週間(12月3日～12月9日)の周知を図るとともに、津山地域自立支援協議会と協力し、障害や障害者問題についての啓発、障害者との年間を通じての交流イベントなどの実施を検討します。	総合福祉課
町職員の資質向上	すべての職員が、障害や障害者に対する理解と認識を深め、適切な対応を取ることができるよう、相談・援助に必要なコミュニケーション研修の受講や認知症サポーター養成講座を開催するなど、資質の向上に努めます。	総務課 総合福祉課
障害者差別解消法の周知・啓発	障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組みについて周知・啓発を行うとともに、民間事業者に対して合理的配慮の義務化についての周知・啓発を強化します。	総合福祉課

(2) 福祉教育の充実

項目	内容	実施主体
交流教育の実施	インクルーシブ教育の充実に向けて、障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が共に成長できるよう、特別支援学級と通常学級との交流や共同学習、支援学校と通常学校の交流等を推進します。	学校教育課
学校教育における福祉教育の充実	ノーマライゼーションの実現のために、幼いころから社会福祉への関心をもち、自ら考え、行動する力を養うために、保育・幼児教育、学校教育の中で、一貫した福祉教育を推進します。 また、教職員に対する福祉教育を推進し、すべての職員が障害児や障害の疑いのある児童に適切に対応できるよう努めます。	学校教育課
社会教育における福祉教育の充実	障害・障害者に対する町民の理解を深めるために、講演会等の開催を関係団体とも連携を図り充実します。	生涯学習課
福祉教育を通じた将来の人材育成	福祉人材の育成に向けて、福祉関係の職業を体験できる機会づくりや魅力の周知に努めます。	総合福祉課



(3) ふれあい・交流活動の促進

項目	内容	実施主体
障害者のふれあい・交流機会の充実	障害者や保護者が交流し、楽しい時間が過ごせるよう、関係機関が実施するふれあい・交流の機会を情報提供し、積極的に参加します。	総合福祉課
町民相互の交流促進	障害のある人もない人も共に交流機会を増やすことにより、障害者に対する正しい理解を広め、イベント等に障害のある人もない人も共に参加でき交流できる機会を増やすよう、働きかけていきます。	総合福祉課

(4) 自主的活動の推進

項目	内容	実施主体
ボランティア活動の啓発	町民のボランティア活動を推進するために、社会福祉協議会や各種ボランティア団体と連携して、町民に対するボランティア活動の啓発及びボランティア団体の養成に努めます。また、ボランティア団体同士の交流の場の確保に努めます。	総合福祉課
障害者団体の活性化	障害者団体の活性化を促進するとともに、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。また、手帳交付時の障害者団体への入会の案内による会員増の支援、障害者団体間の連携強化を支援します。	総合福祉課

(5) 権利擁護と障害者虐待への対策

項目	内容	実施主体
権利擁護事業の周知と利用の促進	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業を引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。	総合福祉課
障害者虐待の予防と対応強化	障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し、県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応するほか、発生予防に向けた地域づくりを推進します。事業所や職員に対して、人権意識や知識・技術向上のための研修を実施し、虐待防止に努めます。	総合福祉課

(6) 行政サービスにおける配慮

項目	内容	実施主体
行政サービス提供にあたっての合理的配慮	各種事業の実施や相談対応等において、障害者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行います。 研修等の実施により、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。 インターネット・SNS 等も活用し、障害の有無、種類に関わらず行政に関わる必要な情報が伝達されるよう、わかりやすい情報発信に努めます。 選挙等において、障害により生じる広報等の情報格差の解消や投票方法の工夫など、障害特性に応じた配慮を実施し、政治に参加できる環境づくりに努めます。	総合福祉課 関係各課

2 生活支援と保健・医療の充実

【現状と課題】

- 生活支援の推進にあたっては、町が実施する事業の充実と併せて、サービス提供事業者や関係団体が提供する障害福祉サービス等の充実に向けた環境の整備が重要となります。団体ヒアリングでは、サービスの質の確保に向けた課題として、職員の専門性や障害特性への理解が不足していることなどが挙げられています。また、障害児の保護者など当事者だけでなく家族の支援についても求められており、これらの課題解決に向けて事業者や関係団体との協議・対策を進めていくことが必要です。
- 障害者対象のアンケート調査では、家族と暮らしている人が65歳以上75歳未満で約7割、75歳以上で約6割となっており、また本人の高齢化が進むほど介助者の高齢化も進んでいる傾向がみられます。地域や在宅での暮らしを継続するためには、障害者を介護する家族の高齢化、将来の「親亡き後」を見据え、一人で生活できる支援や家族を地域から孤立させずに支援するまちづくり、障害者が地域の中でともに暮らしていくための体制づくりの検討が今後も必要となります。
- 障害者対象のアンケート調査では、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人における今後の生活意向として、グループホームの利用や家族と一緒にまたは一人で暮らしたいと考える人は2割半ばとなっています。また、希望するところで生活するための支援として、「経済的な負担の軽減」「障害者に適した住居の確保」「相談対応などの充実」の割合が高くなっています。地域移行のニーズや在宅生活の継続に向けた支援の充実が求められます。
- 障害者は医療費や交通費等に係る経済的な負担が大きいほか、就労が難しい人にとっては収入面でも厳しい状況であるため、各種制度や経済的支援について周知し、利用の促進を図る必要があります。
- 障害の原因となる生活習慣病等を予防するための健康づくりの促進や医療体制の充実に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービス等の対象として拡大された難病等の特定疾患についても周知を図る必要があります。
- 令和3年に「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケアを必要とする子どもやその家族が、住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることが基本理念に位置づけられました。こうした動きを踏まえ、本町においても医療的ケア児の支援体制を整備していく必要があります。
- 令和4年に障害者総合支援法が改正され、障害者本人の希望する生活を実現するための支援体制の整備や、多様な就労ニーズへ対応することが求められています。

【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H27)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
<p>住みよいまちづくりのために、保健・医療・福祉サービスの充実が必要と答える人の割合</p> <p>※障害者対象アンケートの設問「あなたは、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか」に対し、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」と答える人の割合</p>	36.0%	30.0% 未満	29.6%	27.0%

【施策内容】

(1) 在宅福祉サービスの充実

項目	内容	実施主体
訪問系サービスの充実	障害者が安定した在宅生活を送ることができるよう、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。	総合福祉課
日中活動の場の充実	障害者支援施設やサービス事業所、その他福祉拠点等で日常生活上の支援や創作活動の場の提供、身体機能の向上への援助等を行い、障害者の社会参加を支援する日中活動の場の充実を図ります。	総合福祉課
日常生活用具給付・補装具交付の充実	障害者に対する日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付・修理を、今後も継続して実施するとともに、障害者の要望に応じた品目の充実に努めます。	総合福祉課
住宅改造費助成事業の充実	障害者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改造費助成事業の周知を図り、利用拡大に努めます。	総合福祉課
介護保険サービスとの調整	障害者が介護認定の年齢に達したときは、介護認定調査を実施し、障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替えることとなるため、円滑に移行することができるよう、障害のある本人やその家族に対する情報提供、障害福祉サービス事業所と介護保険事業所との間の情報共有を図るなど、支援の充実に努めます。また、介護保険サービスにないものについては、引き続き、障害福祉サービスを利用することで適切な利用を推進していきます。	総合福祉課
外出の支援	障害者の社会参加を積極的に進めるため、外出時における「移動支援」を提供します。	総合福祉課
精神障害者にも対応した包括ケアシステムの構築	津山地域自立支援協議会や鏡野町自立支援ネットワーク連絡会を中心とした協議の場を設置し、精神障害者にも対応した包括ケアシステムを構築し、長期入院の方等の地域移行を進めます。	総合福祉課
サービス提供事業者や関係団体との情報共有の促進	津山地域自立支援協議会において、近隣市町村及び圏域内の各施設と情報を共有するとともに各種連携を図っており、引き続き、取り組み状況や今後の方針等について情報交換できる場とします。	総合福祉課

項目	内容	実施主体
地域移行・地域定着の支援の充実	長期間の施設入所や入院中で、地域での生活を希望する人については、自立した生活のための様々な支援を行い、地域生活への移行を促進します。また、地域生活への移行に向けて関係機関の連携強化を図ります。	総合福祉課
地域生活支援拠点の機能の充実	親亡き後の問題や、障害のある人の高齢化・重度化・緊急時の対応など、障害のある人が地域で生活するうえでの課題へ対応できるよう、圏域において居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点を整備し、機能の充実を図ります。	総合福祉課

(2) 経済支援の充実

項目	内容	実施主体
年金・手当制度の周知・充実	障害者への経済的支援のため、障害基礎年金などの公的年金制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの各種手当制度を該当者がもれなく利用するように努めるとともに、各種制度の充実を県・国に働きかけていきます。	総合福祉課
心身障害者扶養共済制度への加入促進	心身障害児及び障害者の保護者に万一のことがあったときに、残された障害者に、終身一定額の年金を給付する心身障害者扶養共済制度について、県と連携を図り、周知と加入促進を図るとともに、自己負担分の助成を今後も検討します。	総合福祉課
生活福祉資金の貸与制度活用の促進	障害者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、生業費、住宅改修費、療養費などの必要な資金を低利で融資する生活福祉資金貸付の制度の周知と利用促進を図ります。	総合福祉課
税の減免制度の周知	心身・精神障害者の所得税、住民税、相続税、贈与税、自動車税、事業税(マッサージ、はり等)などの控除、軽減、非課税等の措置について周知を図ります。	住民税務課 総合福祉課
公共施設利用費等の割引制度の活用促進	障害者に対する公共の文化・スポーツ・レクリエーション施設・公園等の利用料、NHK放送受信料等の割引制度、有料道路通行料金や携帯電話基本使用料等の割引制度の周知と活用の促進を図ります。	総合福祉課
障害者医療の周知・充実	自立支援医療(更正医療・育成医療費、精神障害者通院医療費公費負担制度等)、重度心身障害者医療費助成事業等を、該当者がもれなく利用するように周知を徹底するほか、その充実を国・県へ要望していきます。	総合福祉課

(3) 居住系サービスの充実

項目	内容	実施主体
広域的な施設の利用促進	津山地域自立支援協議会において、近隣市町村及び圏域内の各施設との連携を図り、障害者が個々の障害の程度や生活状況に応じた適切な施設サービスを受けることができるよう、利用を促進します。	総合福祉課
生活施設の整備支援	障害サービス等の充実を図るため生活施設の整備に努めます。また、事業所は地域に開かれたものとして運用されるよう、地域の住民やボランティア団体等と連携や協力が行えるよう支援し、地域交流を促進します。	総合福祉課

(4) 保健・医療サービスの充実

項目	内容	実施主体
乳幼児期における発達障害等の早期発見・早期対応	乳幼児期の成長・発達にあわせた健康診査及び健康相談、訪問指導等を実施し、乳幼児期における疾病の予防・早期発見に努めます。また、町ホームページや子育てアプリ、各園の便りなどを通じて、発達支援相談窓口の周知及び利用促進を図ります。	子育て支援課
療育体制の充実	療育が必要な障害児については、心理士などを通じて適切な時期に適切な療育が行われるよう、療育体制の充実を図ります。	総合福祉課
健康診査の充実	身体障害の原因として脳卒中等、生活習慣病に起因するものが多いため、健康診査、がん検診等の受診率向上による疾病の早期発見、早期治療を図ります。	健康推進課
健康づくりの推進	国の健康日本21の趣旨に基づき、疾病の1次予防を促進するため、健康づくりの数値目標を定め、その達成に向けた健康教育、健康相談等の充実による町民の健康づくりに取り組みます。	健康推進課
機能訓練・訪問指導の充実	事業所等と連携をとり、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するため、機能訓練・訪問指導の充実を図ります。	総合福祉課
障害の進行予防	寝たきりや寝かせきりによる障害の進行、重度化を防ぐため、家族介護者等に対する介護方法等の講習会を関係機関等と連携を図りながら開催し、正しい知識の普及に努めます。	総合福祉課
医療体制の充実	症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーションなどが適切に受けられるよう、医師会との連携より町内医療体制の充実を図るとともに、周辺の市町村や中核病院、県などとの広域的な連携体制を強化します。	健康推進課
特定疾患(難病等)対策の充実	保健所との連携により、障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、制度の周知を行うほか、相談窓口の充実及び難病患者のニーズに沿った適切な在宅支援に努めます。	総合福祉課
新生児聴覚検査	新生児を対象に、産科医療機関(委託医療機関)で耳の聞こえの検査を実施します。また、初回検査で要再検となった児については確認検査、精密検査を行い、早期発見・治療につなげていきます。	子育て支援課

項目	内容	実施主体
発達障害児者コーディネーター設置事業	発達障害児者の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう共通様式の活用や研修会を実施し、関係者のスキルアップを図ります。また、発達支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどを通じて、ライフステージごとに切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
医療的ケア児の支援体制	医療的ケア児が、地域でその心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関において情報共有を図り、支援体制を整備します。	総合福祉課

(5) 家族支援の充実

項目	内容	実施主体
各種福祉手当等の支給	特別障害者手当や障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当、重症心身障害者福祉年金など、障害のある人またはその介護者を対象とする各種手当を適切に支給し、福祉の向上を図ります。	総合福祉課
障害者の家族等の交流の推進	同じ悩みを持つ障害者の家族等が交流できる場の提供や、家族会やペアレントメンター活動の支援を進めていきます。	総合福祉課
複合的な課題を持つ家族への支援	8050問題やダブルケアなど、既存の支援制度では解決できない複合的な課題に対応するため、重層的支援体制の強化に取り組みます。	総合福祉課
ヤングケアラーの支援	学校や地域において、ヤングケアラーを早期に把握し、関係機関との連携により必要な支援へつなげていく取り組みを推進するため、啓発、研修の実施や支援体制整備の充実を図ります。	総合福祉課 子育て支援課 学校教育課

3 相談支援と適切な情報提供の推進

【現状と課題】

- 本町では、総合福祉課が障害者への各種相談窓口となっているほか、町内の相談支援事業所や津山市の基幹相談支援センター、社会福祉協議会やハローワーク(公共職業安定所)等、関係機関とのネットワークを構築し総合的な相談体制を整備しています。一人ひとりの状況に応じた相談対応を行えるよう、適切な機関へのつなぎや連絡調整を引き続き推進する必要があるほか、相談支援事業を通じて必要なサービス利用やサービス以外のさまざまな地域資源、地域における支援にアクセスできるよう、相談支援事業の役割が今後も重要となっています。一方、相談支援事業所においては人材の確保が課題となっており、対策が求められています。
- 悩みや困りごとの相談先として、「家族や親せき」「友人・知人」の割合が高くなっており、「行政の相談窓口」「民生委員・児童委員」の割合は 1 割未満となっています。「相談できる人はいない」の割合は 3.5%となっており、相談先として町の相談窓口の認知度向上や、いつでも相談できる関係づくりを進める必要があります。
- 令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者が情報を取得する際に障害の種類・程度に応じた手段が選択できるよう、多様な方法で情報発信を行うことが求められています。
- 障害福祉サービスに関する情報入手先として、障害者対象のアンケート調査では、高い順に「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」、「家族や親せき、友人・知人」となっています。情報入手する際の困りごととしては、高い順に「専門用語など、わからない言葉が多い」「わかりやすく説明してくれる人がいない」「文字情報が少ない」となっており、利用者目線に立ったわかりやすい情報発信が求められます。また、障害者相談員や民生委員・児童委員、学校や医療機関など障害者を支える身近な関係機関を通じて必要な情報が行き届くよう、関係機関に対して各種制度等の情報提供を進めることも大切です。

【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H26)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
基本相談者実人数	37人	50人	67人	75人

※障害者の福祉に関する多様な問題に対する相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うもので、本町では「津山地域障害者基幹相談支援センターつばさ」、「地域活動支援センターネクスト津山」、「鏡野町相談支援センター」に委託しています(令和5年11月現在)。

【施策内容】

(1) 相談体制の整備

項目	内容	実施主体
総合的な相談体制の充実	障害の種別(身体・知的・精神)や障害の程度によっても違い、保健・医療・福祉・教育・雇用等多岐にわたります。相談窓口について、各分野、部門との連絡調整を密にし、適切なサービス助言や申請受付、利用状況の確認等ができる体制の充実を継続的に図っていきます。 また、障害分野だけでなく、介護や子育てなど複数の分野に関わる相談にも対応でき、支援につなげることのできる重層的支援体制の整備を進めます。	総合福祉課
障害福祉ガイドブックの作成	障害者の利用できる各種行政サービスについて、総合的な情報提供を行うために、障害福祉ガイドブックなどを随時更新し、わかりやすい情報提供に努めます。	総合福祉課
専門職の配置と研修の充実	相談に対して適切かつ的確に対応するため、岡山県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、保健師・社会福祉士等の専門職による相談支援のさらなる充実を図ります。	総合福祉課
津山地域自立支援協議会による相談対応と連携の推進	地域における障害者の生活を支えるため、津山地域自立支援協議会が核となり、障害者福祉サービス事業所、教育機関、医療機関、ハローワーク(公共職業安定所)、関係機関など地域の多様な社会資源のネットワーク化を推進するとともに、福祉サービスや権利擁護に関する相談対応を行います。	総合福祉課
身体・知的障害者相談員の活用促進	身体障害者相談員、知的障害者相談員による日常的な相談体制の充実を図ります。各相談員の活用を進めるため、勉強会等の研修の機会の確保や、住民への周知を強化します。	総合福祉課
手話通訳者及び要約筆記者の派遣及び設置	意志疎通を図ることに支障がある障害者が、生活諸問題や社会参加のために相談ができる体制を充実します。 手話通訳者及び要約筆記者の派遣、育成や役場職員の手話奉仕員養成講座への参加促進に努めます。	総合福祉課
地域移行・地域定着に向けた相談体制の充実	病院や障害者支援施設等に入所する障害者の希望に応じて、地域移行及び安定した地域生活を支援するため、相談機能の充実とサービス事業所や関係機関との連絡調整を図ります。	総合福祉課
交流の場の充実	障害者やその家族が情報交換したり交流する場について、立ち上げや充実に向けて支援を行います。また、色々な人が参加できるように周知を図ります。	総合福祉課
緊急時に対応できる相談体制の構築	障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、緊急時であっても相談できる体制の整備について検討を進めます。	総合福祉課

(2) 情報アクセシビリティ（情報の受け取りやすさ）の向上と 情報提供の充実

項目	内容	実施主体
障害者に配慮した情報提供の充実	行政サービスなどの情報について、ボランティア等を活用した視覚障害者への点訳や録音による情報提供、手話のできる職員の養成など、障害特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、パソコンやタブレット端末等を活用したインターネットなどによる情報提供についても推進していきます。 音声告知による災害時の情報提供や遠隔手話の導入など、必要度や緊急性の高い情報伝達が適切に行われるよう努めます。	総合福祉課
コミュニケーション手段の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記などのボランティアの養成・派遣を促進し、障害者のコミュニケーションを支援します。また、パソコン周辺機器やポータブルレコーダー等の情報機器の貸与・給付事業を拡充します。	総合福祉課
コミュニケーション環境の整備・充実	社会・文化情報の入手を容易にするため、公共施設における点字図書、字幕入りDVDなどを充実し、利用しやすい環境整備に努めます。また、パソコンの活用等を進めます。	総合福祉課 生涯学習課
意思疎通支援の充実	日常的な情報取得や意思疎通に困ることがないように、障害特性に応じた日常生活用具の活用を促進します。	総合福祉課

4 就労・社会参加と文化・スポーツ活動の促進

【現状と課題】

- 支援の必要な程度や心身の状況及び本人の意思に応じた、多様な就労・社会参加の場を整備することは、経済的自立や生きがいづくりの観点から、一人ひとりが自分らしく暮らすうえで重要な点となります。町内にある「地域活動支援センターふきのとう」では、回復途上にある方や社会参加の苦手な方が通所し、作業やふれあいを通じて交流しながら社会的な自立や参加を目指す場として運営されています。関係機関とも連携を図り、協働により社会参加の場を整備していくことが今後も求められます。
- 令和5年より「改正障害者雇用促進法」が順次施行されており、町全体で障害者雇用の質の向上に取り組むことが求められています。障害者対象アンケートでは、一般就労で障害の状況を公表して働くことについて「差別を受けたり嫌な思いをする」「給料が低くなる」「選考や人事評価で不利になる」こと等を不安に思う割合が高くなっています。障害者の就労支援として必要なことについては「職場全体の障害者理解があること」「短時間勤務や勤務日数などの配慮があること」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「通勤手段の確保が可能なこと」の割合が高くなっており、障害があっても安心して働ける環境づくりに向けて、職場における合理的配慮の提供を進めていくことが重要です。
- だれもがスポーツや文化活動に親しむことができる環境整備について、岡山県では、競技に参加することを通じてスポーツを楽しむ機会をつくるとともに、町民の障害への理解を深めるため、障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」が開催されています。こうしたイベントの趣旨を町民に周知し、参加を呼び掛けるほか、町でも関係課と協議しながらバリアフリーの環境を整備し、障害の有無に関わらず、誰もが参加しやすいイベントを企画・運営していくことが求められます。また、障害者のイベント参加に向けては、様々な場面でバリアフリーの環境を整えることが必要であり、関係課とも連携しながら環境整備を進めることが求められます。

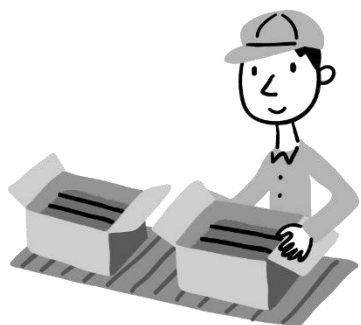
【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H26)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
町内における就労継続支援(A、B)事業所 利用者数	49人	60人	56人	60人

【施策内容】

(1) 就労の場の整備

項目	内容	実施主体
事業主等に対する啓発	ハローワーク(公共職業安定所)や津山障害者就業・生活支援センター等雇用関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成制度等の広報・啓発及び就労促進に努めます。また、商工会等と連携し、人材マッチング事業の充実を図ります。障害者雇用促進月間等の機会を利用し、働く場における合理的配慮の提供義務や法定雇用率の引き上げなど、事業者に対する啓発活動や情報提供を行います。	総合福祉課 産業観光課
公的機関における雇用の促進	行政機関としての法定雇用率の達成を維持するだけでなく、民間企業に対して規範を示すことができるよう、鏡野町障害者活躍推進計画に基づき今後も職員への雇用拡大を推進します。また、障害者が安心して働くことができるよう、働きやすい環境整備に努めます。	総合福祉課 総務課
職業能力開発の充実	障害者の就労の機会や職域の拡大を目指した、職業能力開発や職業紹介、職業相談の充実を図るため、関係機関相互の情報交換と収集・発信に努めます。	総合福祉課
一般就労の促進	福祉的就労の現場や特別支援学校における支援により、一般就労を目指すことができる資質を備えた障害者については、就労移行支援事業の活用を勧めるなど、企業等への就労の促進を図ります。また、就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合は、関係機関と連携して、定着に向けた必要な支援を行います。	総合福祉課 産業観光課
福祉的就労の場の整備・充実	障害者の一般就労への準備を推進するため、社会参加の場や中間的就労の場の整備・充実に努めます。また、企業と一般就労希望者との仲介・調整を図ります。	総合福祉課
多様な就労ニーズへの対応	相談支援と就労支援の連携を深め、本人の希望や適性に基づいてよりよい就労が選択できるよう、ハローワーク(公共職業安定所)等関係機関と連携し、支援を行います。	総合福祉課
優先調達法の推進	障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を推進するとともに、障害者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。	総合福祉課



(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

項目	内容	実施主体
障害者スポーツ・レクリエーションの振興	障害者も参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントや教室を開催し、障害者のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進します。	総合福祉課
生涯学習講座の充実	障害のある人もない人もともに学べるよう、生涯学習講座の内容や、施設・設備の整備、指導方法・コミュニケーション方法への配慮など、参加できる条件を整備します。	生涯学習課
障害者を対象とした技術取得講座の開催	コミュニケーション、就労、創作活動などのために必要なパソコン講座等の技術習得のための講座を開催します。	生涯学習課
文化・芸術鑑賞機会の充実	障害者が講演会、展覧会、演劇公演、音楽会等を楽しめるよう、車いす等の配備及び車いすでも移動しやすい環境の整備、ボランティアによる送迎など、文化・芸術にふれる環境整備に努めます。	生涯学習課
障害者の文化・芸術活動の振興	障害者の自己表現や生きがいとなる文化・芸術活動を支援するために、指導者の派遣、創作・発表の場への参加促進などにより、絵画・造形などの創作活動、演劇、音楽活動などの支援を図ります。	総合福祉課 生涯学習課
文化・スポーツ施設等のバリアフリー整備	野球場、公園などの施設に、スロープ、身体障害者用トイレ、更衣室、車いす用観覧席などを計画的に整備し、障害者の利用を促進します。	生涯学習課
町民イベント等への参加促進	町主催の各種行事、イベントや町内会、子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に、障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。	総合福祉課



5 一人ひとりに適した教育・療育体制の整備

【現状と課題】

- 知的障害や発達障害、情緒障害が疑われる子どもについて、本人の特性や発達段階に応じた支援を行うことが重要となっています。子どもの障害に対しては、保護者の受容が進みにくいという実態もあります。早期からの障害の認識及び対応を進め、一人ひとりの子どもにあった教育や支援を提供できるよう、保健・医療・福祉・教育等各分野の連携促進と相談機能の強化が求められます。また、子どもの発達段階や必要な支援を家庭と学校が認識を共有し子どもの課題克服にともに取り組むことや、地域が障害や障害者についての理解を広げ、だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めることなど、家庭・学校・地域の連携をさらに強化することが求められています。
- 障害児及びその家族が、地域の中で安心して生活し、障害の有無に関わらずともに学びを深めていくためには、周囲の理解を広げていくことが大切です。一方で、町民対象のアンケート調査では、町民の発達障害に対する理解について「あると思う」割合は3割未満にとどまっています。このことから、理解を一層浸透していくことが求められていると言えます。
また、障害者アンケートでは、障害児のためのサービスについて「療育や発達のための訓練」「身の回りの自立に向けた訓練」のニーズが高くなっています。それぞれのライフステージにおいて、一人ひとりの障害特性や発達段階等を考慮した支援やサービスが適宜受けれるよう、保育園や幼稚園、小学校、中学校、義務教育終了後も切れ目ない情報共有・支援を行う体制整備が求められています。
- 保育園及び幼稚園、小学校、中学校からその後の支援まで、一人ひとりの障害特性や発達段階を支援者間で共有し、ライフステージに応じた支援を行える体制を整備することが必要です。

【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H27)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
発達障害について社会の理解があると答える人の割合 ※町民対象アンケートの設問「あなたは、発達障害について社会の理解があると思いますか」に対し、「理解があると思う」「どちらかといえば理解があると思う」と答える人の割合	27.7%	40.0%	26.1%	30.0%

【施策内容】

(1) 教育・療育体制の整備

項目	内容	実施主体
発達障害に対する理解の促進	発達障害児に携わっている各関係機関の職員や保護者等に対して、現場のニーズに応じた具体的な支援方法等の助言や情報提供をし、研修の場を確保していきます。また、町民に対しても理解促進や知識の普及に努めます。	子育て支援課 学校教育課 総合福祉課
障害児保育の充実	発達支援専門職と保育士の連携を深め、個々の児童の状況に応じた支援につなげます。また、インクルーシブな保育の実現に向け、保育士の資質向上及び多職種の連携体制の構築に努めます。	子育て支援課
就学相談・指導体制の充実	障害児一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、専門職による面談等を行い、障害児・保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。また、多様な教育相談に対応できるよう、県の巡回教育相談の活用を進めるとともに関係機関との連携を深め、教育相談体制を充実します。 児童発達支援等による、就学前の適切な療育の実施に努めます。	学校教育課 子育て支援課 総合福祉課
特別支援教育の充実	障害児それぞれの障害の種類・程度や能力・適性及び発達段階等に応じたきめ細かい教育を系統的に行うため、対象児への理解や適切な指導方法に関する研修の実施や、教育施設の整備、校種間連携等を進めます。	学校教育課
交流教育の実施検討	障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が共に成長できるよう、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習の推進に努めます。また、特別支援学校在籍の児童生徒と居住地校の交流を実施するなど、理解促進を図ります。	学校教育課
学校施設的环境整備	障害児の就学機会を拡充し、児童・生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、学校施設におけるスロープ、障害者用トイレの設置等、施設のバリアフリー化を推進します。	学校教育課
児童発達支援等の充実	児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスの充実を図るとともに、児童生徒や保護者が利用しやすい体制整備に努めます。	総合福祉課
卒業後進路の拡大	義務教育終了後の社会的自立を支援するため、進学先、ひきこもり相談窓口、ハローワーク(公共職業安定所)、企業、就労継続支援事業所等と連携し、切れ目のない支援体制を整備し、進路の拡大を図ります。	総合福祉課
福祉と教育の連携の強化	本人の特性に応じた一貫した支援が行えるよう、発達支援コーディネーターを中心とする専門職と教育関係機関等の連携体制の整備・充実に取り組みます。	総合福祉課 子育て支援課 学校教育課
保護者への支援の充実	同じ悩みを持つ障害児の保護者等が交流できる場の提供や、家族会及びペアレントメンターの設置など、家族に対する支援について検討を進めます。	総合福祉課 子育て支援課

6 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 障害者にとって住みやすいまちとは、すべての人々が安全で快適に生活できるまちです。建築物、道路等における物理的な障壁の除去や移動のための交通手段の整備、地域での生活を確保する住宅の整備や的確な情報提供等、バリアフリー化が求められています。
- 障害者の外出支援として、本町では手帳による公共交通機関等の助成のほか、町独自のタクシー助成事業や福祉バスの運行等を行っています。しかし、障害者対象のアンケート調査でも、障害者が外出時に感じる不便として、「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」「困った時にどうすればいいのか心配」「外出時にお金がかかる」の割合が高くなっており、移動手段の確保が障害者のサービス利用や社会参加等にも影響するため、今後も引き続き支援の充実が求められます。
- 社会参加の促進のために必要なこととして「外出を手伝ってくれる人がいる」「外出しやすくするために交通機関や道路を整備する」「開催場所のトイレを整備するなど、バリアフリーが進む」の割合が高くなっており、外出支援及び交通機関の充実や、バリアフリー化を進めることで、障害者の社会参加を支援することが求められます。
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために、本町では「鏡野町安全・安心まちづくりネットワーク」が組織されており、消費者被害等の防止に向けた啓発や交通安全対策が進められています。
- 災害対策について、障害者対象のアンケート調査でも災害発生に際して、障害者の約3割が「避難できない」と回答しています。また、避難する際の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設置(トイレなど)や生活環境が不安」があげられています。緊急時に備え、迅速な対応が早急に求められます。

【数値目標】

目標項目	前回策定時の 現状値 (H27)	前回策定時の 目標値	現状値 (R5)	目標値 (R13)
公共交通機関の利用が不便と答える人の割合 ※障害者対象アンケートの設問「あなたが外出するとき、不便に感じたり困ることは何ですか」に対し、「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」と答える人の割合	26.0%	20.0% 未満	21.7%	18.0%

【施策内容】

(1) バリアフリーとユニバーサルデザインの普及

項目	内容	実施主体
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設について、誰もが利用しやすい施設を目指し、ハートビル法や県の福祉のまちづくり条例の基準に適合する整備を行います。 また、既存施設についてもスロープや障害者用トイレ、障害者用駐車スペースの設置などバリアフリー化へ整備を推進します。	建設課
歩行空間のバリアフリー化の推進	県の福祉まちづくり条例に基づき、町内主要道路について段差の解消や幅の広い歩道の敷設、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、階段のスロープ化等のバリアフリー化を推進します。	建設課
障害者等に対応した住宅の供給	老朽化した町営住宅の建て替えにあたっては、障害者や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。	建設課
ユニバーサルデザインの普及・啓発	誰もが使いやすい施設や設備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、県とも連携し、町民、民間事業者に対して普及啓発を図ります。	建設課
新たな障壁への対応	ICT技術の進展により施設等の無人化が進む中で、障害者にとっての新たな障壁が生じないように、支援について検討を進めます。	建設課 総合福祉課

(2) 外出支援のための環境整備

項目	内容	実施主体
交通費の助成	障害者の外出を支援するため、手帳等所持者及び免許証を取得していない障害者の交通費の一部を補助する事業を整備・拡充します。	総合福祉課
公共交通機関や町営バス等の利便性の確保	障害者の利用に配慮した停留所等の改善・整備、リフト付きバス・タクシー、ノンステップバスの導入等を検討及び関係機関へ要請します。 誰もが住みやすいまちを目指し、地域の状況に合った交通について検討を進めます。	まちづくり課 総合福祉課
運賃割引制度等の周知	鉄道、バス、タクシーの運賃や有料道路通行料金の割引制度について、必要とする人に届くよう多様な手段での情報発信・周知に努めます。また、制度の充実を関係機関に要請していきます。	まちづくり課 総合福祉課
外出支援の充実	安心して外出できるよう、移動支援の充実及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。	総合福祉課
福祉バスの充実	一般公共交通機関の利用が困難な人の交通手段の確保のため、利用者目線に立った福祉バスの運行充実に努めます。	総合福祉課
福祉有償運送の拡充	障害者等が比較的安価で移動ができるよう、関係機関と協力をして、助成制度の充実など福祉有償運送の拡充に努めます。	総合福祉課

(3) 防犯・防災体制及び交通安全設備の整備

項目	内容	実施主体
緊急通報体制の整備・充実	障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、ICTも活用しながら、緊急連絡網、緊急通報・連絡体制の整備充実を図ります。	総合福祉課
防犯体制の整備	障害者の犯罪被害防止のために防犯知識の周知徹底に努めるとともに、障害者を狙った消費者被害防止のため、広報やパンフレット等による悪質商法等についての情報提供や、「鏡野町安全・安心まちづくりネットワーク」を中心とした防犯活動を推進します。 また、障害者や高齢者を詐欺や悪徳商法から守る制度として「成年後見制度」の利用促進に努めます。	くらし安全課 総合福祉課
地域防災ネットワークの確立	地区ごとの自主防災組織づくりを促進し、地域住民やボランティアなどとの連携を図り、障害者等の要配慮者の実態把握や緊急時に対応できる救助、避難支援体制の確立を目指します。 また、指定避難所及び福祉避難所の充実を図り、安心して避難できる体制づくりを進めます。	くらし安全課 総合福祉課
交通安全設備等の整備	歩道の設置、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、音響信号機等の整備等を推進するとともに、路上の放置物等の撤去指導などにより、障害者の安全な通行を確保します。	建設課



第3編 障害福祉計画 障害児福祉計画

第1章 計画の基本的事項

1 国の基本指針

これまでの障害者に関する法制度改正等の動向を踏まえ、障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の策定にかかる基本指針の見直しが行われました。見直しのポイントは次の通りとなっており、障害福祉計画や障害児福祉計画はこれに基づき策定します。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

2 その他障害者支援に関する取り組み

2-1 権利擁護支援

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)第23条第1項により、市町村は成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなっています。本町は、この規定により成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、計画に基づいて以下のことに取り組みます。

- 権利擁護について、障害福祉サービス事業者や住民に研修会の開催やパンフレットの配布等を通じて周知し、支援の必要な人の発見に努めます。
- 必要な支援の内容を、総合福祉課、社会福祉協議会その他関係者で構成するチームで検討し、弁護士等の意見も踏まえながら対応します。
- 成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な障害者に対して助成を行います。
- 令和2年4月より、社会福祉協議会において鏡野町権利擁護支援センターを開設しており、今後も権利擁護の取り組みを進めます。また、令和5年より成年後見制度の利用促進に係る中核機関を設置しており、必要とする人が適切に利用できるような体制の整備に取り組んでいます。

2-2 発達障害に関する支援

発達障害者への支援については、乳幼児期から成人期までライフステージに応じて一貫した支援を受けられることが重要です。

本町においては、発達障害支援コーディネーターの設置やそれぞれの状況に合わせた個別支援計画の作成など、発達障害のある人が適切な支援を受けられるよう取り組みを進めています。

2-3 関係団体への支援

障害者の社会参加を促進するにあたっては、当事者団体など同じ立場の人同士とつながりを持ち、活動に参加することが有効です。一方で、本町で活動する関係団体の中には、メンバーの高齢化や新規メンバーの加入がないといった事情から、今後の活動が危ぶまれる団体もあります。こうした団体に対し、障害者の社会参加の促進に向けて適切な運営ができるよう、町からも支援を行います。

2-4 ひきこもりへの支援

生活困窮や家族関係など複合的な課題を抱え、ひきこもりとなってしまう人が全国的に問題となっています。発達障害や精神障害等もひきこもりにつながる一因と考えられ、今後も増えることが予想されているため、早急に支援体制を整備することが求められています。

本町においては、ひきこもりに関する相談窓口を設置し、住民への周知など関係機関と連携しながら、包括的なひきこもり支援事業が展開できるよう協議を進めています。

第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績

(1)訪問系サービス

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(時間/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	20	21	22	150	170	180
	実績値	17	18	20	121	114	125
	達成率	85.0%	85.7%	90.9%	80.7%	67.1%	69.4%

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用時間。令和5年度は9月時点。

(2)日中活動系サービス

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(人日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画値	47	50	52	850	900	940
	実績値	45	46	46	818	828	846
	達成率	95.7%	92.0%	88.5%	96.2%	92.0%	90.0%
自立訓練 (機能訓練)	計画値	2	2	2	8	8	8
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	計画値	3	3	3	25	25	25
	実績値	2	2	0	32	33	7
	達成率	66.7%	66.7%	0.0%	128.0%	132.0%	28.0%
就労移行支援	計画値	2	2	2	30	30	30
	実績値	0	0	2	0	0	34
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	113.3%
就労継続支援 (A型)	計画値	8	9	10	150	170	200
	実績値	7	8	7	144	155	148
	達成率	87.5%	88.9%	70.0%	96.0%	91.2%	74.0%
就労継続支援 (B型)	計画値	45	47	50	850	900	1000
	実績値	47	46	60	861	857	1147
	達成率	104.4%	97.8%	120.0%	101.3%	95.2%	114.7%
就労定着支援	計画値	2	2	2			
	実績値	0	0	0			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
療養介護	計画値	3	3	3			
	実績値	3	3	3			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所 (福祉型)	計画値	6	6	6	40	40	40
	実績値	3	4	4	23	45	17
	達成率	50.0%	66.7%	66.7%	57.5%	112.5%	42.5%
短期入所 (医療型)	計画値	2	2	2	22	22	22
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用日数。令和5年度は9月時点。

(3)居住系サービス

サービス名		利用人数(人/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助(GH)	計画値	23	24	25
	実績値	21	22	22
	達成率	91.3%	91.7%	88.0%
施設入所支援	計画値	24	22	20
	実績値	25	24	24
	達成率	104.2%	109.1%	120.0%

※利用人数は月平均の実人数。令和5年度は9月時点。

(4)相談支援

サービス名		利用人数(人/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	27	30	35
	実績値	21	21	25
	達成率	77.8%	70.0%	71.4%
地域移行支援	計画値	1	1	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※利用人数は月平均の実人数。令和5年度は9月時点。

(5)障害児への支援

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(人日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	24	27	30	150	170	190
	実績値	17	15	9	109	95	52
	達成率	70.8%	55.6%	30.0%	72.7%	55.9%	27.4%
医療型児童発達支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	計画値	35	40	45	300	350	400
	実績値	40	50	52	325	423	506
	達成率	114.3%	125.0%	115.6%	108.3%	120.9%	126.5%
保育所等訪問支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	計画値	18	19	20			
	実績値	11	12	12			
	達成率	61.1%	63.2%	60.0%			
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療的ケア児調整コーディネーター	計画値	1	1	1			
	実績値	0	0	0			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用日数。令和5年度は9月時点。

(6)地域生活支援事業

■相談支援事業

サービス名		実施か所数(件数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

※利用件数は年間。令和5年度は9月時点。

■成年後見制度利用支援事業

サービス名		利用件数(件数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	計画値	5	5	5
	実績値	8	5	1

※利用件数は年間。令和5年度は9月時点。

■意思疎通支援事業

サービス名		利用件数(件数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	計画値	3	3	3
	実績値	3	1	0
要約筆記者派遣事業	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

※利用件数は年間。令和5年度は9月時点。

■日常生活用具給付等事業

サービス名		利用件数(件数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
自立生活支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	6
在宅療養等支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	0
情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	0
排せつ管理支援用具	計画値	300	310	320
	実績値	256	365	330
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※利用件数は年間。令和5年度は9月時点。

■移動支援事業

サービス名		利用人数(人/年)			利用量(時間/年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	計画値	5	5	5	400	400	400
	実績値	3	2	3	97	50	3

※利用人数は年間。令和5年度は9月時点。

■地域活動支援センター機能強化事業

サービス名		実施か所数(か所)			利用人数(人/年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画値	1	1	1	12	12	12
	実績値	1	1	1	3	4	4

※利用人数は年間、令和5年度は9月時点

■日常生活支援・日中一時支援

サービス名		利用人数(人/年)			利用量(時間/年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援・日中一時支援	計画値	15	15	16	37	38	39
	実績値	16	16	15	33	21	15

※利用人数は年間、令和5年度は9月時点

■障害支援区分認定等事務

サービス名		利用件数(件/年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害支援区分認定等事務	計画値	45	30	60
	実績値	40	25	23

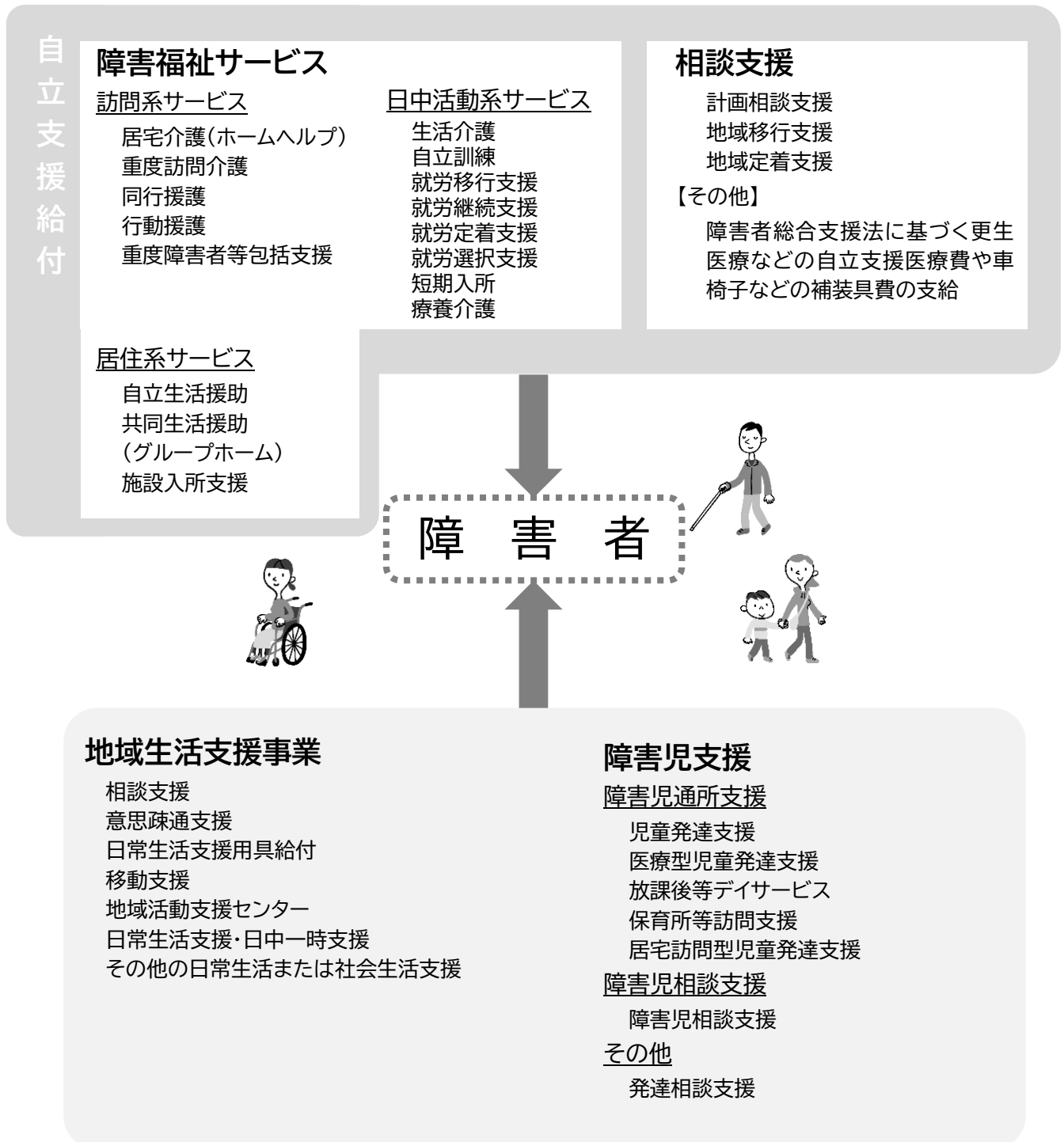
※利用件数は年間、令和5年度は9月時点



第3章 成果目標と活動指標

1 サービスの構成

本町におけるサービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスからなる「障害福祉サービス」、計画相談支援等を行う「相談支援」、障害児通所支援、障害児相談支援等を行う「障害児支援」と、地域の特性や利用者の状況に応じて障害者の自立した地域生活を支援する様々なサービス等を行う「地域生活支援事業」等で構成されています。



2 成果目標の設定

令和8年度を目標年度とし、国の指針を踏まえて成果目標の達成を目指します。

2-1 施設入所者の地域生活への移行等

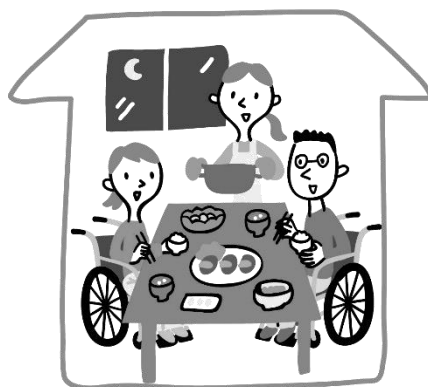
国の指針

- ・地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとする。
- ・施設入所者数:令和8年度(2026 年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数から 5%以上削減することとする。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	24 人	令和4年度(2022 年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	2 人	令和8年度(2026 年度)末までに6%以上
	8.3%	(B) / (A)
【成果目標】 施設入所者の削減数(F)	2 人	令和8年度(2026 年度)末までに 5%以上
	8.3%	(F) / (A)



2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
【都道府県における目標】
- ・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上【都道府県における目標】

国の基本指針に基づき、県では数値目標を設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

町では令和3年3月より津山圏域において協議の場を1か所設置し、令和5年3月には障害者やひきこもり等の課題等を協議する鏡野町自立支援ネットワーク連絡会も発足しました。今後もそれぞれの場で協議しながら、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めていきます。

2-3 地域生活支援の充実

国の指針

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。

地域生活支援拠点については、令和2年12月より「つやま地域生活支援センターつばさ」に委託して運用を開始しており、今後は機能強化に向けて検証及び検討を行います。

■成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	緊急時の受け入れ対応を行った場合には、その都度事後検証をする。また、連絡会を定例開催し、対応ケースの事例紹介や情報共有などを行いながら運用も検討する。
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回	地域生活支援拠点等の運用状況を検証し、機能の充実のための検討を年1回以上実施する。
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に取り組む。

2-4 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ・一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
このうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上
就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

国の指針にある目標を踏まえ、町として次の通り成果目標を定めます。

■成果目標

- ・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	5人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.28

- ・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 (A)×1.31

・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.29

・就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	3人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.28

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	0%	令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	1人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数(A)×1.41

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	0%	令和8年度(2026年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

2-5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

- ・各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】

国の基本指針に基づき、障害者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、津山地域において基幹相談支援センターを継続して設置します。

■成果目標

項目	目標	考え方
相談支援体制の充実・強化の取り組みを実施する体制の確保	有	自立支援協議会を通じて障害種別ごとの基礎学研修等を行い、相談支援専門員の資質向上に努める。 また、基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化・充実を図る。

2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する

国の基本指針に基づき、県が実施する各種研修等へ町職員が積極的に参加するなど、町職員の障害福祉に対する理解を深め、資質向上を図ります。

また、障害福祉サービス等にかかる給付費について、請求の過誤を無くし事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について事業所等と共有し、適正な給付処理に努めます。また、事業所に対する指導監査結果については、町と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

■成果目標

項目	目標	考え方
障害福祉サービスの質の向上を図る体制の整備	有	県の実施する各種研修へ町職員の積極的な参加を促すほか、自立支援審査支払等システムを活用し、適切な事務処理及び給付処理に努める。

2-7 障害児支援の提供体制の整備等

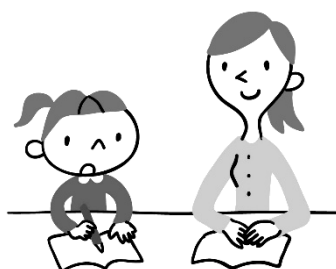
国の指針

- ・令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置する
- ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする
- ・令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保する
- ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

国の指針にある目標を踏まえ、町として次の通り成果目標を定めます。

■成果目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所 (設置済)	児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
保育所等訪問支援の実施	実施	臨床心理士やソーシャルワーカー、保健師に加え、理学療法士が保育園等に訪問し支援するとともに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所との連携も進める
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置	設置	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	各市町村または各圏域において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	各市町村または各圏域において設置



3 活動指標等の設定

3-1 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、移動に必要な情報提供や外出する際に必要な支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

見込量と確保策

訪問系サービスのうち、居宅介護の利用実績があり、今後も居宅介護を中心に利用者が増加することを見込んでいます。

今後は利用者のニーズに十分に対応できるよう、新規の事業者の参入やスタッフの確保に向けて、情報提供等の働きかけを引き続き進めていきます。また、サービスの質の向上に向けて、近隣での研修機会に関する情報提供や必要な支援について検討していきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数	21	22	23
	時間	154	161	161
重度訪問介護	利用人数	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	利用人数	1	1	1
	時間	4	4	4
行動援護	利用人数	0	0	0
	時間	0	0	0
重度障害者包括支援	利用人数	0	0	0
	時間	0	0	0

3-2 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う相談や生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事での配慮点の整理などを行い、障害者の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるように支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	介護者が病気や用事等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイト(休息)サービスとしての役割も担っています。

見込量と確保策

日中活動の場を提供する各種サービスにおいては、送迎の問題や事業所の数が少ないといった課題が挙げられており、サービス利用促進に向けて事業所との情報共有及び移動に関する支援等の必要な環境整備を進めていきます。また、特別支援学校卒業生等の利用ニーズを把握し見込量の設定及び確保を図るほか、就労継続支援については、優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所の受注機会の増大を図ります。短期入所については、医療的ケアの必要な人や緊急時の受け入れ確保に向けて、事業者との情報交換等の連携を図り、受け入れ体制の整備を図ります。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数(人)	46	46	46
	利用量(人日)	854	854	854
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	43	43	43
就労移行支援	利用人数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	41	41	41
就労継続支援(A型)	利用人数(人)	7	7	7
	利用量(人日)	148	148	148
就労継続支援(B型)	利用人数(人)	67	76	86
	利用量(人日)	1,336	1,516	1,715
就労定着支援	利用人数(人)	1	1	1
就労選択支援	利用人数(人)	1	3	3
療養介護	利用人数(人)	3	3	3
短期入所 (福祉型)	利用人数(人)	4	4	4
	利用量(人日)	31	31	31
短期入所 (医療型)	利用人数(人)	1	1	1
	利用量(人日)	10	10	10

3-3 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量と確保策

成果目標の達成に向けて自立生活援助の整備を働きかけ、地域移行を推進していきます。

今後は利用者の高齢化や重度化への対応、人材の不足が課題として考えられ、福祉教育の推進や教育機関等との連携等障害福祉分野に就業する人材の確保に向けた方策を検討していきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数(人)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	25	27	29
施設入所支援	利用人数(人)	24	24	24

3-4 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談及び作成を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、住居の確保や地域での生活に移行するための相談、サービス事業所等への同行等を行います。
地域定着支援	一人暮らし等の障害者等が常時連絡できる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

見込量と確保策

計画相談支援について、すべての対象者に実施できるよう、必要量を見込んでいます。相談支援事業所や相談支援専門員が不足している現状にあるとともに、報酬単価の低さ等から運営が厳しいという課題もあり、国や県への働きかけ等必要な支援に努めます。

施設入所者の地域移行に際し、必要なサービスが円滑に提供できるよう、適切な支援を図ります。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	26	27	28
地域移行支援	利用人数(人)	1	1	1
地域定着支援	利用人数(人)	1	1	1

3-5 障害児への支援

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の助言、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	医療が必要な障害児に、日常生活における基本的動作の助言、知識や技能の習得等集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育園等を訪問し、障害児や保育園等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	行政窓口・相談支援事業所等へ医療的ケア児コーディネーターを配置促進し、総合的な支援体制の構築を進めていきます。
保育園・認定こども園への受け入れ	障害児を保育園・認定こども園に受け入れて保育します。
放課後児童クラブへの受け入れ	障害児を放課後児童クラブに受け入れて放課後の居場所を提供します。

見込量と確保策

障害児への早期療育や障害の多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められています。児童発達支援センターを中核とした療育支援の体制整備と、子どものライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制づくりについて、児童発達支援等の療育機関の情報を提供し、適切な早期支援を進めます。

さらに、障害の有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、保育園・認定こども園・放課後児童クラブについて、希望者のニーズを把握しながら障害児の受け入れについて検討していきます。

■見込量

サービス名		第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数(人)	12	12	12
	利用量(人日)	79	79	79
医療型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用人数(人)	59	67	76
	利用量(人日)	577	656	744
保育所等訪問支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
障害児相談支援	利用人数(人)	13	14	15
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター	利用人数(人)	1	1	2

■子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援を行うにあたっては、子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。障害児の子育て支援ニーズを把握し、保育・教育機関における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。



4 地域生活支援事業

4-1 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報の収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援の必要な障害者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

見込量と確保策

障害者相談支援事業は社会福祉協議会に委託して実施しています。

津山地域4市町により「つやま地域生活支援センターつばさ」に基幹相談支援センター業務の委託を行っており、引き続き共同での事業実施を進めます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所数	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無



4-2 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。

見込量と確保策

成年後見制度の利用を支援するため、その費用を助成します。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	6	6	6

4-3 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚言語障害者の日常生活あるいは社会におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

見込量と確保策

岡山県の関係機関と引き続き連携を図り、人材の確保を図ります。緊急時の対応に向けて、近隣に居住する手話通訳者及び要約筆記者との契約や人材育成、役場内での人材配置に努めます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件/年	2	2	2
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1

4-4 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等の用具を給付又は貸与します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等の用具を給付又は貸与します。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引機、盲人用体温計等の用具を給付又は貸与します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等の用具を給付又は貸与します。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器等の用具を給付又は貸与します。
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付又は貸与します。

見込量と確保策

事業の利用対象者が増加傾向にある中、窓口対応を強化し、適切な給付・貸与を図っていきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	375	426	484
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1



4-5 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。

見込量と確保策

社会生活上必要な移動及び障害者の社会参加を促進するために、引き続き事業を継続していきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人数/年	4	4	4
	時間/年	147	147	147

4-6 地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

見込量と確保策

創作的活動等日中活動の場を確保するため、継続して支援を行うとともに、利用の促進を図ります。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所数	1	1	1
	実人数/年	5	5	6

4-7 日常生活支援・日中一時支援

■内容

サービス名	内容
日常生活支援・日中一時支援	障害者の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供します。

見込量と確保策

障害者の社会参加や家族介護者の負担軽減につなげるため、利用希望者が増加傾向にあることから、引き続き事業を継続していきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援・日中一時支援	実人数/年	16	16	17
	時間/年	34	34	38

4-8 障害支援区分認定等事務

■内容

サービス名	内容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分の認定等のために実施する調査や医師による意見書作成、市町村審査会の運営等に係る事務を行います。

見込量と確保策

今後も適正な認定に向けた調査員の質的向上や審査会の活用を進めていきます。

■見込量

サービス名		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害支援区分認定等事務	件/年	35	35	35

5 その他の活動指標

5-1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	40	40	40
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数	回/年	3	3	3
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人/月	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	4	5	6
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	0	0	0

5-2 地域生活支援の充実

項目		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	か所	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回/年	1	1	1

5-3 相談支援体制の充実・強化

項目		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	10	10	10
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	回/年	5	5	5

5-4 障害福祉サービス等の質の向上

項目		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修への市町村職員の参加人数見込	人/年	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムによる分析を活用して事業所や関係自治体と結果を共有する体制の有無と回数	実施の有無	有	有	有
	回/年	1	1	1

5-5 発達障害への支援

項目		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人/年	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人/年	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	1	1	2



第4章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

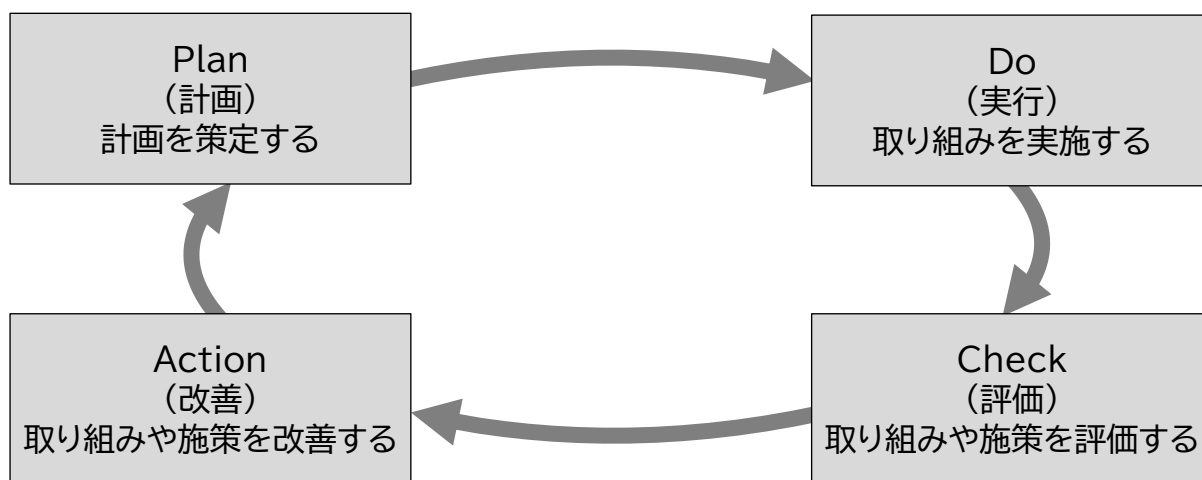
本計画の推進にあたっては、地域住民をはじめボランティアやNPO、当事者団体、サービス提供事業者や医療機関等の関係機関等との連携・協力のもと、それぞれの役割や機能を発揮するとともに補完しあいながら、障害者福祉施策の推進を図ります。

また、サービス提供基盤の整備や人材の育成・確保、就労支援等においては広域的な調整・対応が必要であり、美作地域の市町や岡山県との連携を確保します。

障害者福祉は、保健・福祉分野をはじめとして教育や医療、雇用や人権等様々な分野に横断しており、庁内関係各課が一体となって総合的に取り組みを進めます。

2 計画の点検・評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。本計画の進捗状況及び成果については、随時、点検・評価を行います。



資料編

1 用語集

あ行

◆ICT(アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のことで、単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

◆医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

◆インクルーシブ教育

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

◆SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

◆SDGs(エス・ディー・ジー・ズ)

Sustainable Development Goals の略称。「持続可能な開発目標」を意味する。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット。

◆NPO(特定非営利活動法人)

「営利を目的としない活動組織(団体)」で、福祉・環境・文化・まちづくりなどさまざまな分野において、自ら進んで社会貢献活動を継続的に行う団体。

か行

◆鏡野町権利擁護センター

子どもから高齢者まで、安心した生活を送ることができるように権利擁護に関する相談について関係機関等と連携し、問題解決を図るワンストップの相談支援機関。

◆基幹相談支援センター

障害者の地域における相談支援の総合的な窓口。障害者総合支援法により規定されている。個別のケースだけでなく、地域全体の相談支援をまとめているのが特徴。

◆虐待

高齢者、障害者、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えていること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといったいやがらせや無視など、多様な形態がみられる。

◆協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。

まちづくりにおける協働は、町民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

◆権利擁護

権利を保障し、ニーズを充足するために弁護・擁護することを指す。障害者・高齢者・子どもなどサービス利用者自らができない場合は代行したり、自らの権利を表明する力を身に付けられるよう支援すること。

◆合理的配慮

障害者の暮らしの支援を、障害の程度に合わせて調整し、誰もが同じサービスを受けられるよう配慮すること。

さ行

◆自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。

◆手話通訳者

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、手話通訳全国統一試験等を合格した人。

◆手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

◆自立支援医療

心身の障害を除去・低減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。育成医療・更生医療・精神通院医療で構成されており、育成医療・更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

◆身体障害者相談員

身体障害のある人の福祉の増進を図るため、身体障害のある人からの相談に応じたり、身体障害のある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家。

◆生活保護

資産や働ける能力など、すべてを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状況に応じて必要な経済的支援を行い、すべての人が健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、将来的な自立を促進する制度のこと。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなどの、保護や支援を行う民法の制度。

た行

◆地域共生社会

高齢者、障害者、子どもなど、すべての人が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◆地域包括ケア(システム)

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、

- ①援助を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見の仕組み(ニーズキャッチシステム)
 - ②その課題解決に向けて行われる連携・調整の仕組み(支援システム)
 - ③問題解決に向けた支援方法について協議する仕組み(問題解決システム)
- を基本として構成される総合的な仕組みのこと。

◆知的障害者相談員

知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人またはその保護者の相談に応じたり、知的障害のある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

◆特別支援学級

小・中・高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行う。

◆特別支援学校

障害の程度が比較的重い児童・生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

な行

◆難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものを指す。

◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理や大切なものの預かりを行う事業。

◆認知症

加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因により記憶や判断力などの障害が起こる脳の病気のこと。

◆認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座を受講した人が「認知症サポーター」となり、「認知症を支援します」という意思を示す目印のオレンジリングが渡される。認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」として、自分のできる範囲で活動する。

は行

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー

高齢者や障害者の自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害(バリア)がなく、行動しやすい環境をいう。より広範には、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含む。

◆ピアサポート

同じ問題・課題・不安などを共有する仲間(ピア)の間で、相互に支え合い課題解決を行う活動。

◆福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身に付けることをねらいとしている。

◆福祉的就労

障害などの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれていた。現在は就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)と呼ばれている。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

◆ペアレントメンター

発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じ保護者の立場から自身の経験を活かし、発達障害のある子どもを育てている保護者に対する相談支援や情報提供等のサポートを行う。

◆法定雇用率

「障害者雇用促進法」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障害者雇用の割合。

ま行

◆民生委員・児童委員

地域において生活に困っている人、児童、障害者、高齢者等のことで問題を抱えている人々に、相談、援助、助言活動など、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行う。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任している。

や行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。負担が重いことにより、学業や友人関係に影響が出る場合もある。

◆ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル(普遍的、全体)」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることを指す。

◆要約筆記者

難聴や聴覚障害のある人で手話のわからない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格した人。

ら行

◆リハビリテーション

障害のある人の人間としての権利を回復させるために、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。

◆療育

障害のある乳幼児や児童に対して、障害を軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

鏡野町第3次障害者基本計画及び
第7期鏡野町障害福祉計画
第3期鏡野町障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行・編集:鏡野町総合福祉課

〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

TEL:0868-54-2986

FAX:0868-54-2891